

THIS PRESENTATION IS
DEVIDED INTO 3 SECTIONS.

SECTION 1 IS THE GOVERNMENT SUBSIDY.

SECTION 2 IS THE TAX CREDIT SYSTEM.

SECTION 3 IS OTHER SERVICES.

中小企業向け支援施策について

令和4年度補正予算、令和5年度税制改正



経済産業省 近畿経済産業局

Contents



中小企業向け施策

- | | |
|--|---|
| <div>01</div> <div>事業再構築補助金
rebuilding</div> <div>P 3</div> | <div>05</div> <div>中小企業経営強化税制
enhancement of management capabilities</div> <div>P 85</div> |
| <div>02</div> <div>ものづくり補助金
manufacturing</div> <div>P 33</div> | <div>06</div> <div>中小企業投資促進税制
promotion of investments</div> <div>P 93</div> |
| <div>03</div> <div>持続化補助金
sustainability</div> <div>P 51</div> | <div>07</div> <div>賃上げ促進税制
promotion of salary increases</div> <div>P 100</div> |
| <div>04</div> <div>IT導入補助金
information technology</div> <div>P 66</div> | <div>08</div> <div>付録
appendix</div> <div>P 119 ~</div> |

事業再構築補助金



令和3年度補正予算 〈※公募中〉



令和4年度補正予算 〈※公募スケジュール調整中〉



令和 3 年度補正予算

〈※公募中〉



令和 4 年度補正予算

中小企業等事業再構築促進事業

令和3年度補正予算額 **6,123億円**

近畿経済産業局 中小企業課 TEL：06-6966-6023

事業の内容

事業目的・概要

- **新型コロナウイルス感染症の影響**が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたいところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

主な補助対象要件

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

事業再構築補助金

の申請枠（第9回）

申請枠	補助上限額	補助率
通常枠	2,000万円～8,000万円	2/3 (6,000万円超は 1/2)
回復・再生応援枠	500万円～1,500万円	3/4
最低賃金枠	500万円～1,500万円	3/4
大規模賃金引上枠	1 億円	2/3 (6,000万円超は 1/2)
グリーン成長枠	1 億円	1/2
緊急対策枠	1,000万円～4,000万円	3/4 (5人以下：500万円超は 2/3) (21人以上：1,500万円超は 2/3)

(※)上表の補助上限額・補助率は、中小企業に適用される数値です

各類型（枠）に共通する 4 つの申請要件（通常枠ベース）

① 売上が減少していること（売上高等減少要件） ※ グリーン成長枠、緊急対策枠 除く

- 2020年4月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年 1 月～2020年 3 月）の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少していること
- 売上高に代えて、付加価値額（15%以上減少）を用いることも可能（詳細は公募要領をご参照ください）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行うこと

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること
- なお、補助金額が **3,000** 万円を超える案件は、金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定すること（金融機関が、認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません）

④ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

- 補助事業終了後 3 ～ 5 年の間で、付加価値額の年率平均を 3.0%以上 増加、あるいは、従業員 1 人当たり付加価値額の年率平均を 3.0%以上 増加の達成を見込む事業計画を策定すること

従業員規模

に応じた補助上限額の設定

補助上限額・補助率（**通常枠の場合**）

従業員規模	補助上限額（※ 1）	補助率
20人以下	<u>2,000万円以内</u>	【中小企業】 <u>2/3</u> （6,000万円超は1/2） 【中堅企業】 <u>1/2</u> （4,000万円超は1/3）
21人～50人	<u>4,000万円以内</u>	
51人～100人	<u>6,000万円以内</u>	
101人以上	<u>8,000万円以内</u>	

（※ 1） 補助上限の設定金額は、類型（枠）により異なる

サービス業での活用例（新分野展開）

サービス業

コロナ前

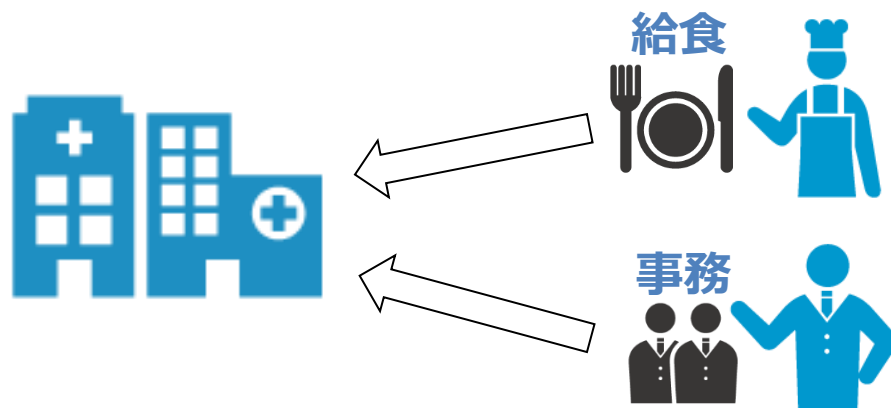
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野 展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。
別の企業を買収し、病院向けの給食、
事務等の受託サービス事業を開始。



補助経費の例：建物改修の費用
新サービス提供のための機器導入費や研修費用など

飲食業での活用例（業態転換）

飲食業

コロナ前

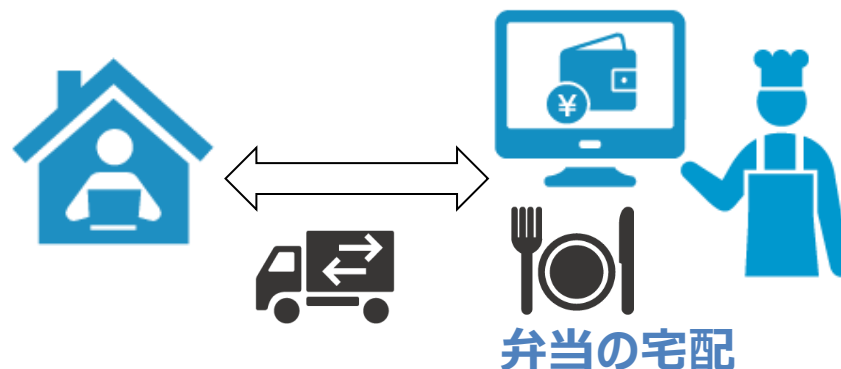
居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少



業態 転換

コロナ後

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の弁当の宅配事業
を新たに開始。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用

新規サービスに係る機器導入費や広告宣伝のための費用など

※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

通常 枠

- 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を旨とする中小企業等の新たな挑戦を支援
- 補助上限額 2,000万円 ～ 8,000万円、補助率 1 / 2 ～ 2 / 3

類型	概要	
通常枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高増減少要件、② 事業再構築要件、③ 認定支援機関要件 ④ 付加価値額要件（※） ①～④を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 20人以下 : 2,000万円 21人～50人 : 4,000万円 51人～100人 : 6,000万円 101人以上 : 8,000万円
	○補助率	【中小企業】 2 / 3（6,000万円超は1 / 2） 【中堅企業】 1 / 2（4,000万円超は1 / 3）
	○対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

回復・再生応援 枠

- 新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等の事業再構築を支援
- 補助上限額 500万円 ～ 1,500万円、補助率 2 / 3 ～ 3 / 4

類型	概要	
回復・再生 応援枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 回復・再生要件 ④ 認定支援機関要件、⑤ 付加価値額要件 (※) ①～⑤を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 5 人以下 ： 5 0 0 万円 6 人～2 0 人 ： 1,0 0 0 万円 2 1 人以上 ： 1,5 0 0 万円
	○補 助 率	【中小企業】 3 / 4 【中堅企業】 2 / 3
	○対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

回復・再生応援枠には、全部で 5 つの要件が存在する

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

③ 回復・再生要件

- 以下の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと

（ア）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で、30% 以上減少していること

※ 売上高に代えて、付加価値額（45%以上減少）を用いることも可能です。

詳細については、公募要領 P18 の「（7）【回復・再生要件】について」を参照してください。

（イ）中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること

④ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

⑤ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

最低賃金

枠

- 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援
- 補助上限額 500万円 ～ 1,500万円、補助率 2/3～3/4

類型	概要	
最低賃金枠	○申請要件	【申請要件】① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③最低賃金要件 ④ 認定支援機関要件、⑤ 付加価値額要件 (※) ①～⑤を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 500万円 6人～20人 : 1,000万円 21人以上 : 1,500万円
	○補助率	【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3
	○対象経費	建物費、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

最低賃金枠には、全部で **5** つの要件が存在する

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

③ **最低賃金要件**

- 2021年10月 から 2022年8月 までの間で、3 か月以上最低賃金 + 30 円以内で雇用している従業員が
全従業員数の 10%以上 いること

④ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

⑤ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

緊急対策 枠

- 原油価格・物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 1,000万円 ~ 4,000万円、補助率 1 / 2 ~ 3 / 4**

類型	概要	
緊急 対策枠	○申請要件	【申請要件】 ① 事業再構築要件、② 緊急対策要件 ③ 認定支援機関要件、④ 付加価値額要件 (※) ①~④を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 1,000万円 6人~20人 : 2,000万円 21人~50人 : 3,000万円 51人以上 : 4,000万円
	○補助率	【中小企業】 3 / 4 (【※】に該当する部分は補助率 2 / 3) 【中堅企業】 2 / 3 (【※】に該当する部分は補助率 1 / 2) 【※】 従業員5人以下 : 補助額500万円を超える部分 従業員6人~20人 : 補助額1,000万円を超える部分 従業員21人以上 : 補助額1,500万円を超える部分
	○対象経費	建物費 、機械装置・システム構築費(リース料含む)、技術導入費、 専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権 等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

緊急対策枠には、全部で 4 つの要件が存在する

~~① 売上が減少していること（売上高等減少要件）~~

① 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

② 原油価格・物価高騰等の影響を受けていること（緊急対策要件）

- 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3ヶ月間の合計売上高（又は付加価値額）が、2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%（付加価値額の場合15%）以上減少していること。また、コロナによって影響を受けていること。
- 電子申請時に、コロナによって受けている影響を申告することが必要
- 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けていることの宣誓書において、影響の内容について説明することが必要

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

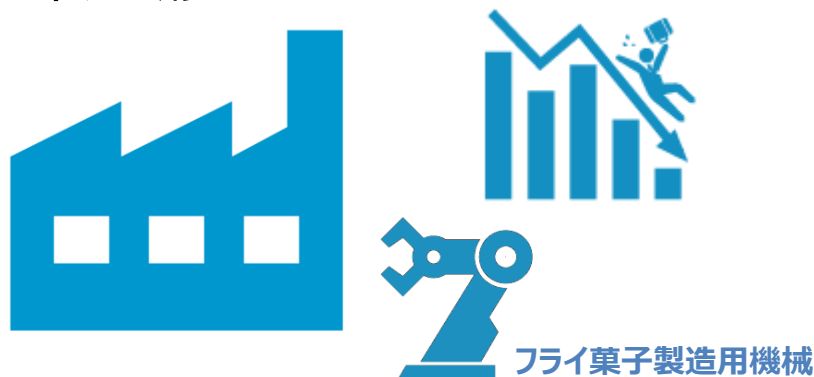
④ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

製造業での活用例（新分野展開）

食品 製造業

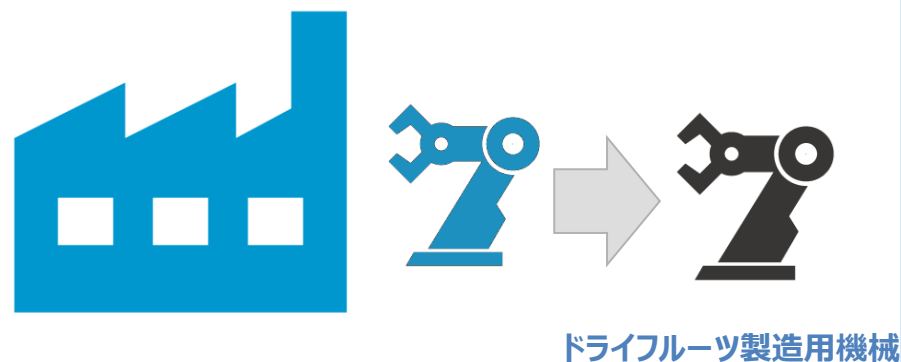
※緊急対策枠での申請を想定

フライ菓子などの製造販売業者。コロナの影響に加え、原材料となる小麦粉、油などの価格が高騰する一方、商品単価の値下げが激しく、売上・利益率が減少。



新分野
展開

現存の加工技術を活かし、新たにドライフルーツ製品を製造する機器を導入。原油価格・物価高騰の影響を受ける体制から脱却し、新たな市場の開拓を図る。



補助経費の例：新規製品製造のための機械導入にかかる費用など

事前着手承認制度

について（第9回公募）

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2021年12月20日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。
- 交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りますので、公募要領をよくご確認ください。

建物の新築に係る留意点

について

- 事業再構築補助金を活用して、建物を新築する場合は、建物を新築することが補助事業の実施に真に必要不可欠であり、既存の建物を改築する等の代替手段がないことを“新築の必要性に関する説明書”にてご説明いただき、審査の段階でそれが認められる必要があります。

スケジュールと準備

について

- 第 9 回：[公募開始] 1月16日、[申請受付] 2月15日、[応募締切] 3月24日

※ 第 8 回公募で申請された場合は、第 9 回公募での申請はできません。

- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

電子申請 の準備

申請は電子申請システムで受け付けます。

GビズIDプライムアカウントの発行には時間を要する場合がありますので、早めのID取得をお勧めします。

ID取得のリンク：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

事業計画の 策定準備

一般に、事業計画の策定には時間がかかります。

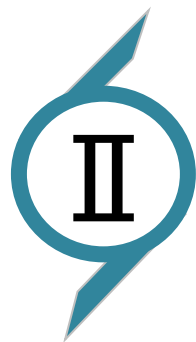
早めに企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析を行い課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討をお勧めします。

認知経営革新等 支援機関へ相談

事業計画の策定にあたっては認定経営革新等支援機関に相談してください。



令和 3 年度補正予算



令和 4 年度補正予算

〈※公募スケジュール調整中〉

中小企業等事業再構築促進事業

令和4年度補正予算額 **5,800 億円**

事業の内容

事業目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援することで、中小企業等の付加価値額向上や質上げにつなげるとともに、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

事業概要

中小企業等の新分野展開等を支援する事業再構築補助金について、以下の所要の変更を行い、強力に支援します。

①物価高騰対策・回復再生応援枠の創設

新型コロナの影響に加え、物価高騰等により業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を引き続き支援するため、補助率を引き上げた特別枠を創設します。

②成長枠の創設、グリーン成長枠の要件緩和及び上乗せ支援の創設

成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に向け、売上高減少要件を撤廃した成長枠を創設します。グリーン成長枠については、要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上させます。また、これらの枠で申請する事業者の中で、中堅・大企業へ成長する事業者や、大規模な資金引上げ等を行う事業者に対し、補助金額や補助率を上乗せします。

③産業構造転換枠の創設

国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援します。

④最低賃金枠の継続

最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を引き続き支援します。

⑤サプライチェーン強靱化枠の創設

海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助 (基金積増)	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (1/2,2/3等)	中小 企業等
申請類型		補助上限額（※1）	補助率	
物価高騰対策・回復再生応援枠 （引続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者に対する支援）		1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円（※3）	中小2/3（一部3/4）、 中堅1/2（一部2/3）	
成長枠（※2） （大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援）		2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円（※3）	中小1/2、 中堅1/3（※4）	
グリーン成長枠（※2） （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、 グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に 資する取組を行う事業者に対する支援）		<エントリー> 中小：4,000万円、6,000万円、 8,000万円（※3） 中堅：1億円 <スタンダード> 中小：1億円、中堅：1.5億円	中小1/2、 中堅1/3（※4）	
産業構造転換枠 （構造的な課題に直面している事業者が取り組む事業 再構築に対する支援）		2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円（※3） 廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ	中小2/3、 中堅1/2	
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が 困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）		500万円、1,000万円、1,500万 円（※3）	中小3/4、 中堅2/3	
サプライチェーン強靱化枠 （海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプ ライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組 を行う事業者に対する支援）		5億円	中小1/2 中堅1/3	

（※1）補助下限額は100万円（※2）事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠（卒業促進枠）又は継続的な資金引上げに取り組むと共に従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠（大規模資金引上促進枠）に応募可能。（※3）従業員規模により異なる
（※4）補助事業期間内に質上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

成果目標

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加等を目指します。

事業再構築補助金

(令和4年度第二次補正)

の全体像

類型	変更なし 最低賃金枠	新設 物価高騰対策・回復再生応援枠	新設 産業構造転換枠	見直し 成長枠	見直し グリーン成長枠		新設 サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
対象	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者
補助上限	最大 1,500万円	最大 3,000万円	最大 7,000万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	最大 5億円
補助率	3/4	2/3 (一部 3/4)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)		1/2	

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限 3,000万円 上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

令和4年度二次補正予算の詳細はコチラ↓

https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/r4_jigyo_saikoutiku_summary.pdf

成長（旧通常）

枠

- ・成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援
- ・必須要件を見直し、**売上高減少要件を撤廃**

見直し

概要

必須要件（全枠共通）：

- A** 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- B** 補助事業終了後、3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。
又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。

成長枠の補助対象者：

必須要件に加え、以下①②③を全て満たすこと

- ①** 取り組む事業が過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※1）に属していること
 - ②** 事業終了後、3～5年で給与支給総額を年率平均2.0%以上増加させること
 - ③** 必須要件 **B** において、付加価値額の年率平均4.0%以上増加させること
- （※1）** 対象となる業種・業態は、今後事務局で指定（公募開始時に事務局HPで公開予定）。また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し認められた場合には対象となり得る。
なお、過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表。

補助率・補助額

従業員規模	補助上限額	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 1/2 ※2 大規模な賃上げを行う場合 2/3 【中堅企業】 1/3 ※2 大規模な賃上げを行う場合 1/2 ※2 事業終了時点で ①事業場内最低賃金+45円 ②給与支給総額+6% を達成すること
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

最低賃金

枠

・最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を強力に支援すべく
最低賃金枠を**継続**

変更なし

概要

必須要件（全枠共通）：

- A 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- B 補助事業終了後、3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。
又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。

最低賃金枠の補助対象者：

必須要件に加え、以下①②③を全て満たすこと

- ① **2022年1月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年と比較して**10%以上減少**していること
- ② **2021年10月から2022年8月まで**の間で、3月以上最低賃金**+30円以内**で雇用している従業員が**全従業員の10%以上**いること
- ③ 必須要件 **B** において、**付加価値額の年率平均3.0%以上増加**させること

補助率・補助額

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	500万円	【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3
6～20人	1,000万円	
21人	1,500万円	

物価高騰対策・回復再生応援 枠

- ・コロナや物価高等により依然として業況が厳しい事業者に対する支援を継続
- ・従前の「回復・再生応援枠」と「緊急対策枠」を統合し「物価高騰対策・回復再生応援枠」を新設

新設

概要

必須要件（全枠共通）：

- A** 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- B** 補助事業終了後、3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。
又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。

物価高騰対策・回復再生応援枠の補助対象者：

必須要件に加え、以下 ① ② ③ を全て満たすこと

- ①** 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年と比較して10%以上減少していること
- ②** 中小企業活性化協議会等から支援を受け、再生計画等を策定していること
- ③** 必須要件 **B** において、付加価値額の年率平均3.0%以上増加させること

補助率・補助額

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円	【中小企業】 2/3 以下の補助額までは 補助率 3/4 を適用 ・従業員数 5人以下 の場合は 400万円まで ・従業員数 6～20人 の場合は 600万円まで ・従業員数 21～50人 の場合は 800万円まで ・従業員数 51人以上 の場合は 1200万円まで
6～20人	1,500万円	
21～50人	2,000万円	【中堅企業】 1/2 以下の補助額までは 補助率 2/3 を適用 ・従業員数 5人以下 の場合は 400万円まで ・従業員数 6～20人 の場合は 600万円まで ・従業員数 21～50人 の場合は 800万円まで ・従業員数 51人以上 の場合は 1200万円まで
51人以上	3,000万円	

- ・国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援
- ・対象経費に廃業費を追加し、廃業費がある場合は補助上限額を上乗せする

新設

概要

必須要件（全枠共通）：

- A** 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- B** 補助事業終了後、3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。
又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。

産業構造転換枠の補助対象者：

必須要件に加え、以下①②③を全て満たすこと

- ①** 過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること ※1
- ②** 地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること ※2
- ③** 必須要件 **B** において、付加価値額の年率平均3.0%以上増加させること

補助率・補助額

従業員規模	補助 上限額	補助率
20人 以下	2,000万円	【中小企業】 2/3 【中堅企業】 1/2
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人 以上	7,000万円	
◆ 廃業を伴う場合、廃業費を最大 2000万円上乗せ		

- ※1 業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します（3月上旬受付開始予定）。
又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します）。
- ※2 要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（3月上旬受付開始予定。）公募開始時に指定された地域を公表します。

グリーン成長 枠

- ・グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者への支援を**継続**
- ・**要件を緩和した類型(エントリー)を創設**し、使い勝手を向上

見直し

概要

必須要件（全枠共通）：

- A** 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- B** 補助事業終了後、3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。
又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。

グリーン成長枠（エントリー）の補助対象者：

必須要件に加え、以下 ① ② ③ を全て満たすこと

- ①** グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する**1年**以上の研究開発・技術開発又は従業員の**5%**以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと
- ②** 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること
- ③** 必須要件 **B** において、**付加価値額の年率平均4.0%以上増加**させること

グリーン成長枠（スタンダード）の補助対象者：

必須要件に加え、以下 ① ② ③ を全て満たすこと

- ①** グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する**2年**以上の研究開発・技術開発又は従業員の**10%**以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと
- ②** 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること
- ③** 必須要件 **B** において、**付加価値額の年率平均5.0%以上増加**させること

補助率・補助額

エントリー	従業員規模	補助上限額	補助率
中小企業	20人以下	4,000万円	【中小企業】 1/2 ※ 大規模な賃上げを行う場合 2/3 【中堅企業】 1/3 ※ 大規模な賃上げを行う場合 1/2 ※ 事業終了時点で ①事業場内最低賃金+45円 ②給与支給総額+6% を達成すること
	21～50人	6,000万円	
	51人以上	8,000万円	
中堅企業	—	1億円	

スタンダード	従業員規模	補助上限額	補助率
中小企業	—	1億円	【中小企業】 1/2 ※ 大規模な賃上げを行う場合 2/3 【中堅企業】 1/3 ※ 大規模な賃上げを行う場合 1/2 ※ 事業終了時点で ①事業場内最低賃金+45円 ②給与支給総額+6% を達成すること
中堅企業	—	1.5億円	

サプライチェーン強靱化

枠

・海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に取り組む事業者を対象。**補助上限額は最大 5億円**

新設

概要

必須要件（全枠共通）：

- A 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- B 補助事業終了後、3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。
又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠で異なる）以上増加。

補助率・補助額

補助上限額	補助率
5億円 ※建物費を含まない場合は3億円	中小企業 1/2 中堅企業 1/3

（※1）今後、事業再構築指針で示す「国内回帰」の類型に該当する必要があります。事業再構築指針の他の5類型では、「サプライチェーン強靱化枠」に申請できません。なお、海外の生産拠点を閉じることは要件としておりません。

（※2）対象となる業種・業態は、事務局で指定します（公募開始時に事務局HPで公開予定）。また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します）。

サプライチェーン強靱化枠の補助対象者：

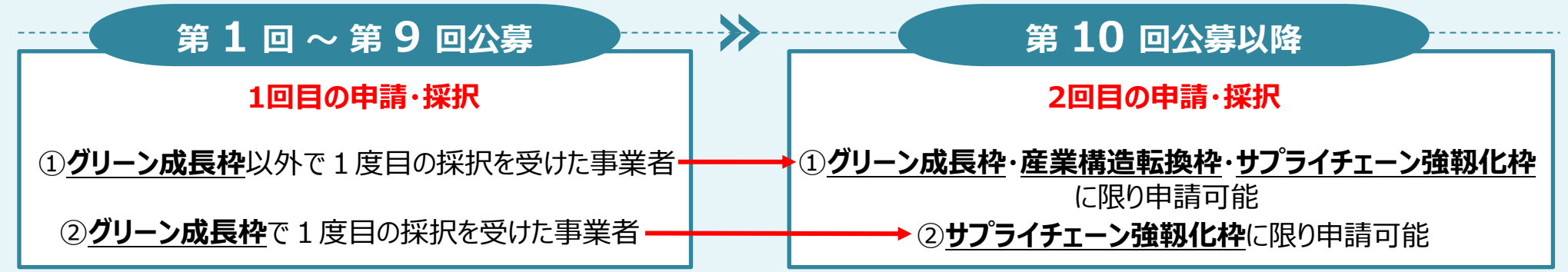
必須要件に加え、以下 ①～⑦ を全て満たすこと

- ① 生産拠点を国内回帰する（※1）事業であること
- ② 取引先から国内での生産（増産）要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）
- ③ 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、**市場規模が10%以上**拡大する業種・業態（※2）に属していること
- ④ 下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1) 経済産業省が公開するDX推進指標を活用し、自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること
 - (2) IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★★ 二つ星」の宣言を行っていること
- ⑤ 下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1) 交付決定時点で、設備投資する**事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上**高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
 - (2) 事業終了後、事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間に**給与支給総額を年率2%以上**増加させる取組であること
- ⑥ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること
- ⑦ 必須要件 Bにおいて、**付加価値額の年率平均5.0%以上**増加させること

令和 4 年度第二次補正予算における **複数回採択** について

特徴. 01

一定の条件下で過去採択された事業者の**再申請・採択を認める**



特徴. 02

支援を受けることができる回数は **2回** を上限とする

特徴. 03

産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠は、**1 回目の採択額**（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との**差額分を補助上限**とする

例 産業構造転換枠に申請する従業員120人の事業者が、第 6 回公募通常枠で4,000万円の採択を受けている場合
従業員120人の事業者の補助上限 **7,000万円 - 過去採択分 4,000万円 = 3,000万円** が 2 回目の補助上限額となる

特徴. 04

通常の申請に加えて、以下 ① ② の資料の提出が必要

- ① 既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは、**異なる事業再構築**であることの説明資料
- ② 既存の事業再構築を行いながら、新たに取り組む事業再構築を行うだけの**体制**や**資金力**があることの説明資料
→ 通常の審査に加え、**一定の減点**を行った上で、**これらの資料についても考慮**し採否を判断する。

スケジュールと準備

について

- 第 9 回 : [公募開始] 1月16日、[申請受付] 2月15日、[応募締切] 3月24日
※ 第 8 回公募で申請された場合は、第 9 回公募での申請はできません
- 第 **10** 回 : [公募開始] 3月下旬予定（令和5年度末までに3回程度の公募を予定）
- 申請は全て電子申請となりますので、「GBIZIDプライムアカウント」が必要です

電子申請 の準備

申請は電子申請システムで受け付けます。

GBIZIDプライムアカウントの発行には時間を要する場合がありますので、早めのID取得をお勧めします。

ID取得のリンク : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

事業計画の 策定準備

一般に、事業計画の策定には時間がかかります。

早めに企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析を行い課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討をお勧めします。

認知経営革新等 支援機関へ相談

事業計画の策定にあたっては認定経営革新等支援機関に相談してください。

お問い合わせ 合わせ先

応募に関する不明点は、事業再構築補助金事務局コールセンター又はサポートセンターまでお問い合わせください。
問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますのでご了承ください。



お問い合わせ

▲よくあるご質問をご確認いただいたうえで、
右記コールセンターもしくはサポートセンターへ
お問い合わせください

☎ **お電話**でのお問い合わせはこちら

制度全般に関するコールセンター

<ナビダイヤル> **0570-012-088**
< IP 電話用 > **03-4216-4080**
受付時間 9：00～18：00（日・祝日は除く）

電子申請の操作方法に関するサポートセンター

050-8881-6942
受付時間 9：00～18：00（土・日・祝日は除く）

よくある 質問

申請時にお問い合わせいただく質問事項をまとめております

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.php>





ものづくり補助金



令和4年度補正予算 〈※公募中〉

ものづくり補助金の全体像（令和4年度2次補正予算）

※赤字箇所を令和4年度2次補正予算にて拡充

概要	補助上限額 ※下限額は全ての枠100万円		補助率
通常枠 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)
回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る			2/3
デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援			
グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援	エントリー	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円	
	スタンダード	5人以下：1,000万円 6～20人：1,500万円 21人以上：2,000万円	
	アドバンス	5人以下：2,000万円 6～20人：3,000万円 21人以上：4,000万円	
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 海外市場開拓（JAPANブランド） 類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援	3,000万円 (従来、補助下限額は1,000万円のところ、100万円に引き下げ)		1/2、 2/3(小規模・再生事業者)



大幅な賃上げに取り組む事業者への支援

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円更に上乗せ（回復型賃上げ・雇用拡大枠は除く）

ものづくり補助金の見直し・拡充

1. 大幅賃上げへの上乗せ支援

14次公募から

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者について**は、**申請枠にかかわらず、一律で補助上限を引き上げる**（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）

2. グリーン枠の拡充

14次公募から

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、温室効果ガス排出削減の取組段階に応じた**3段階の支援類型**を創設。高度な取組を実施している場合、**補助上限額を最大4,000万円に拡充**する。

3. 海外展開支援の強化

14次公募から

- 中小企業の海外市場開拓を強力に支援するため、一部類型について、補助対象経費に新たに**ブランディング・プロモーション等に係る経費を追加**する。

4. 認定機器・システム導入型の新設

次年度以降の予算から

- **業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決**するため、**認定を受けた設備・システムについて重点的に支援を行う類型を創設**。今年度は、まず**業種・業態に共通する課題を認定**し、当該課題解決のための研究開発を促す。認定を受けた設備等への導入支援は、次年度以降実施予定。

5. その他

- 補助対象者に、「**社会福祉法人**」を追加
- **ビジネスモデル構築型**については、**廃止**する。

従業員規模に応じた補助上限額の設定

- 補助上限額は従業員の規模に応じて、従業員数 5 人以下：750 万円、6～20 人：1,000 万円、21 人以上：1,250 万円となる。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限金額（※）		補助率
	第9回締切まで	第10回締切以降	
5人以下	1,000万円以内	<u>750万円以内</u>	【中小企業】 ・1/2以内 【小規模事業者、 再生事業者 】 ・2/3以内
6人～20人		<u>1,000万円以内</u>	
21人以上		<u>1,250万円以内</u>	

（※）・・・【グリーン枠】では、設定される補助上限金額が異なります。

【グローバル市場開拓枠】では、従業員数ごとの上限設定はありません。

「通常枠」の申請要件（基本要件）

- 以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること

①

事業者全体の付加価値額
を年率平均3%以上増加

②

給与総支給額を
年率平均1.5%以上増加

③

事業場内最低賃金を
地域別最低賃金+30円以上の
水準にする

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」の申請要件

- 上記の3つの要件に加えて、以下の要件を全て満たすこと

①

前年度の事業年度の
課税所得がゼロであること

②

常時使用する従業員
がいること

③

補助事業を完了した事業年度の
翌年度の3月末時点において、
給与支給総額、事業場内最低賃金の
増加目標を達成すること

通常 枠

- 革新的な製品・サービス開発、又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な、設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ～ 1,250万円、補助率1/2 ～ 2/3**
- **大幅な賃上げに取り組む事業者は、更に、補助上限を100万円～1,000万円上乘せ**

類型	概要	
通常枠	○申請要件	【基本要件】 ① 事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加する ② 給与総支給額を年率平均1.5%以上増加する ③ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする (※) ①～③を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 750万円 6人～20人 : 1,000万円 21人以上 : 1,250万円
	○補助率	【中小企業】 1/2 【小規模企業者・小規模事業者、再生事業者】 2/3
	○設備投資	単価50万円(税抜き)以上の設備投資が必要
	○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

回復型賃上げ・雇用拡大 枠

- 業況が厳しいながら賃上げ・雇用拡大に取り組む事業者が行う、革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ～ 1,250万円、補助率 2/3**

類型	概要	
回復型賃上げ・雇用拡大枠	○申請要件	【基本要件】 に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと （１）前年度の事業年度の課税所得がゼロであること （２）常時使用する従業員がいること （３）補助事業が完了した事業年度の翌年度３月末時点で、給与総支給額、事業場内最低賃金の増加目標を達成すること
	○補助上限	【従業員数】 ５人以下 ： 7 5 0 万円 6 人～ 2 0 人 ： 1, 0 0 0 万円 2 1 人以上 ： 1, 2 5 0 万円
	○補 助 率	2/3
	○設備投資	単価 5 0 万円（税抜き）以上の設備投資が必要
	○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

デジタル 枠

- DX（デジタルトランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービス開発又はデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 750万円 ～ 1,250万円、補助率 2/3**
- **大幅な賃上げに取り組む事業者は、更に、補助上限を100万円～1,000万円、更に上乗せ**

類型	概要	
デジタル 枠	○申請要件	【基本要件】に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと （１）以下の①又は②に該当する事業であること ① DXに資する革新的な製品・サービスの開発 ② デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善 （２）経済産業省が公開するDX推進指標を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募締切日までに独立行政法人情報処理推進機構に対して提出していること （３）独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITYACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣誓を行っていること
	○補助上限	【従業員数】 ５人以下 ： 750万円 6人～20人： 1,000万円 21人以上 ： 1,250万円
	○補助率	2/3
	○設備投資	単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必要
	○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

グリーン 枠

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 1,000万円 ~ 2,000万円、補助率 2/3 (スタンダード型の場合)**
- **3段階の支援類型を創設し、補助上限額を最大4000万円に拡充**
- **大幅な賃上げに取り組む事業者については、補助上限を引き上げる**

類型	概要	
グリーン 枠	○申請要件	【基本要件】に加え、以下（１）～（３）を全て満たすこと （１）以下の①又は②に該当する事業であること ① 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発 ② 炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供の方法の改善 （２）３～５年の事業計画期間内に、事業場単位または会社全体での炭素生産性を年率平均１％以上増加する事業であること （３）これまで自社で実施してきた温室効果ガス排出削減の取組の有無（ある場合はその具体的な取組内容）を示すこと
	○補助上限	【従業員数】 ５人以下 ：１，０００万円 ６人～２０人：１，５００万円 ２１人以上 ：２，０００万円
	○補助率	2/3
	○設備投資	単価５０万円（税抜き）以上の設備投資が必要
	○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

類型により補助上限額が異なる
詳細は次ページ参照

グリーン枠について

- 令和3年度補正予算からグリーン枠を創設し、温室効果ガスの排出削減等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- **温室効果ガスの排出削減に資する取り組みの段階に応じ、3段階の補助上限額を設定**する。
- また、**親取引企業からの要請を受けて取り組みを行う事業者には審査の際に加点**を行う。

【グリーン枠における申請要件・補助上限額の見直し】

類 型	申請要件				従業員 規模	補助上限額	補助率	
	温室効果ガス削減の取り組みの応じた支援メニューの拡大					支援額の拡大		
エ ン ト リ ー	事業期間 (3～5年)内 に事業場単位での 炭素生産性年率 平均+1%向上	GHG排出削減の取組未実施又 は初歩的な取組でも可	—	親取引企業からの要請 を受けて取り組みを行う 事業者には審査の際に 加点	5人以下	750万円以内	2/3	
ス タ ン ダ ー ド					6人～20人	1,000万円以内		
					21人以上	1,250万円以内		
		5人以下			1,000万円以内			
ア ド バ ン ス		GHG排出削減に係る高度な 取組を実施していること (例：バイオマス素材への変更 等)			省エネ法の定期報告で S評価若しくは過去3年 以内に省エネ診断等を 受診していること又はGX リーグに参加していること	6人～20人		1,500万円以内
						21人以上		2,000万円以内
						5人以下		2,000万円以内
						6人～20人		3,000万円以内
						21人以上		4,000万円以内

※グリーン枠については、機械装置の撤去費用についても補助対象経費に含む。(ただし、撤去費用>中古販売収入の場合のみに限る)

・現在、見積書の中で、撤去費や廃棄物費等が読める場合は認める方向で検討中。
また、既存の設備・機械等を搬出するための費用についても、撤去費でみる方向で検討中。

グローバル市場開拓枠 枠

- 海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援
- **補助上限額 100万円 ～ 3,000万円、補助率1/2 ～ 2/3**
- ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加
- 大幅な賃上げに取り組む事業者については、補助上限を引き上げる

類型		概要
グローバル 市場開拓枠	○申請要件	以下 ① ～ ④ のいずれか 1 つの類型を満たし、かつ各類型で定められている条件を、全て満たす投資であること（詳細は公募要領を参照のこと） 類型 ①：海外直接投資 類型 ②：海外市場開拓 類型 ③：インバウンド市場開拓 類型 ④：海外事業者との共同事業
	○補助上限	100万円 ～ 3,000万円
	○補助率	【中小企業】 1 / 2 【小規模事業者・再生事業者】 2 / 3
	○設備投資	単価 50 万円（税抜き）以上の設備投資が必要
	○対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、 海外旅費、 広告宣伝・販売促進費（※ 海外市場開拓(JAPANブランド)類型のみ）

グローバル市場開拓枠について

- 令和元年度補正予算からグローバル展開型を創設し、海外事業の拡大・強化等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している
- 「新規輸出中小企業 1 万者支援プログラム」の一環として、ものづくり・商業・サービス補助金においても、グローバル展開型を**グローバル市場開拓枠に改め、支援内容を拡充**する
- 具体的には **補助下限額を1,000万円から100万円に引き下げ** 使い勝手を向上
- また、一部の類型で **ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加**

【グローバル市場開拓枠における申請要件について】

類型	補助率	補助額	補助対象経費
①海外直接投資 ②海外市場開拓 (JAPANブランド) ③インバウンド市場開拓 ④海外事業者との共同事業	1/2 小規模事業者 ・再生事業者 の場合 2/3以内	100万円 ～3,000万円	①機械装置・システム構築費、 ②技術導入費、③専門家経費、 ④運搬費、⑤クラウドサービス利用費、⑥原材料費、⑦外注費、 ⑧知的財産権等関連経費、⑨海外旅費、 ⑩広告宣伝・販売促進費（海外市場開拓(JAPANブランド)類型のみ）

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限を100万円、250万円、1,000万円引き上げる**（ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠での活用は不可）
- 事業計画において、**補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額年平均6%増加」かつ「②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ」**を満たし、賃上げに係る計画書を提出することを要件とする
- **要件未達の場合には、上乗せ分について、全額返還を求める**

【現行要件との比較】

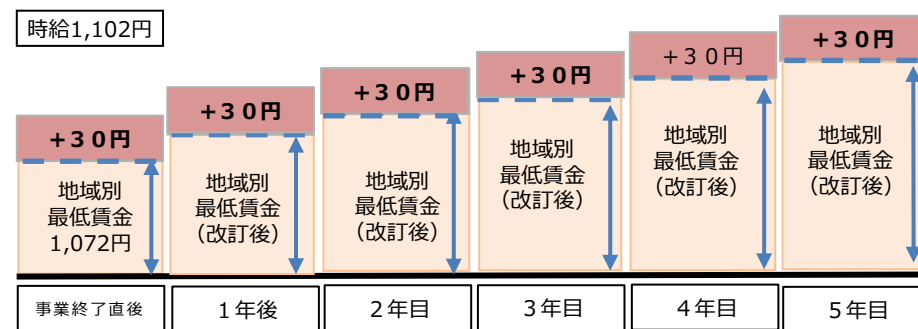
要件	通常の事業者	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	3%以上	同左
②給与支給総額	年率1.5%以上	左記の事業者より更に年率で 4.5%以上引上げ ＝年率6%以上引き上げ
③最低賃金	地域別最低賃金+30円以上の水準とする	左記に加え、 事業場内最低賃金を毎年45円以上引き上げる
④補助金返還の要件	②給与支給総額、又は③賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の全額返還を求める	同左

【補助上限の引上げ額】

従業員数	上乗せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

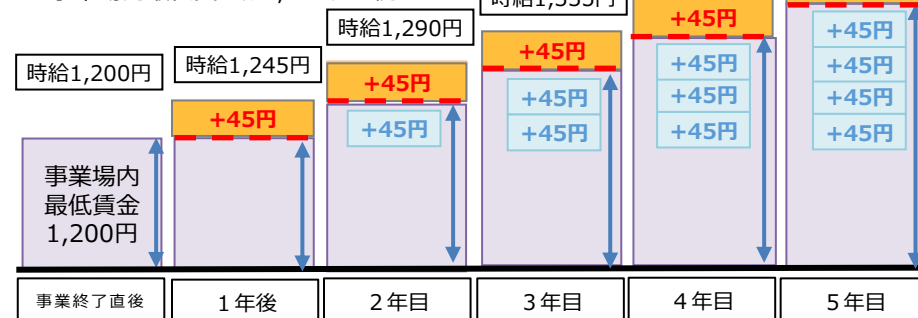
【地域別最低賃金+30円の考え方】

※2022年度11月時点、東京都で従業員の事業場内最低賃金が1,072円の事業者の例



【事業場内最低賃金+45円の考え方】

※事業終了時点の事業場内最低賃金が1,200円の例



- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、課題を認定し、当該課題解決に資する機械装置・システムを認定する仕組みを創設
- なお、事務局に設置する委員会において課題を認定し、解決のための研究開発を実施するため、次年度以降の予算から新設する予定

課題の提案から機器等の導入までの流れ

Phase I
課題の認定

Phase II
課題解決策の開発

Phase III
機器等認定・導入支援

Phase I

- ◆ 業界団体・川下企業等から課題を提案
- ◆ 今後、設置する委員会で、提案された課題について、広く中小企業に共通するものか、現場に即したのか、その解決が既存のツールでは解決困難なものかを審議
- ◆ 解決に資する機器等の開発を支援すべき課題を認定。

Phase II

- ◆ Phase I で認定した課題の解決に資する機械装置・システムを、メーカーが開発。
- ※ 開発については、本事業において予算的支援はなし
- ※ 導入支援により、メーカー等による自主的開発を促す

Phase III

- ◆ 委員会において、開発成果について審議
- ◆ Phase I で設定した課題の解決に資すると認められる機械装置・システムを認定
- ◆ 認定を受けた機械装置・システムについては、中小企業による導入を特別型により重点的に支援（補助上限額を引上げ及び優先採択を実施）

【その他】

（１）補助対象者の追加

14次公募から

- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」の一環として、介護事業の生産性向上を支援するため、補助対象者に社会福祉法人を追加する。

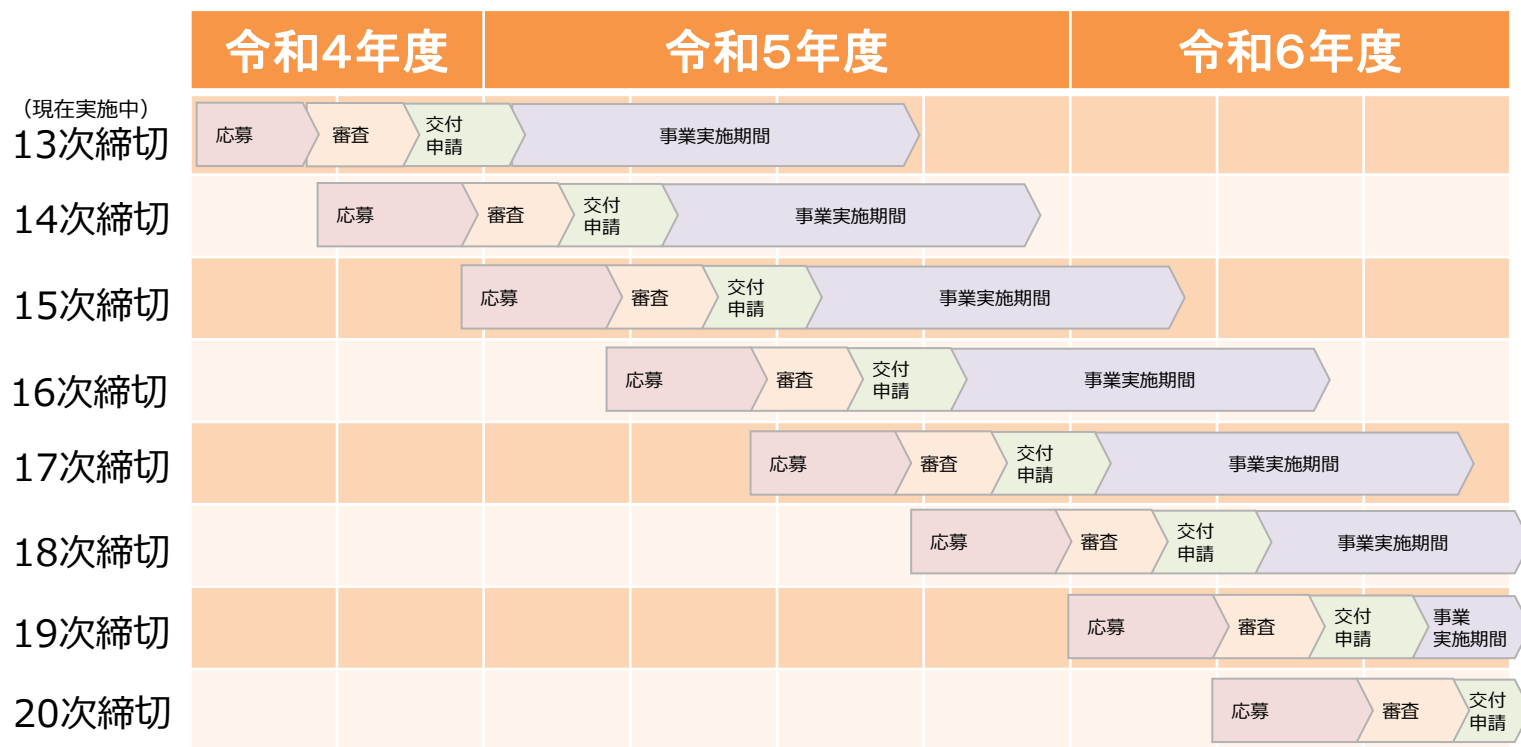
（２）ビジネスモデル構築型の廃止

最終公募実施済み

- 中小企業の革新的な事業計画策定を支援する「ビジネスモデル構築型」は廃止する。

（３）今後のスケジュール（案）

- 令和４年度２次補正～令和６年度にかけて、切れ目なく事業を実施する。



1. 公募開始日

第14回：2023年 1月11日

第15回：2023年 未定

2. 申請受付開始

第14回：2023年 3月24日

第15回：2023年 未定

3. 申請受付締切

第14回：2023年 4月19日

第15回：2023年 未定

4. 関連サイト

ものづくり補助金HP



[https://portal.monodukur
i-hojo.jp/index.html](https://portal.monodukur
i-hojo.jp/index.html)

生産性革命推進事業HP



[https://seisansei.smrj.go.j
p/](https://seisansei.smrj.go.j
p/)

中小企業対策関連予算



[https://www.chusho.meti.go.j
p/koukai/yosan/index.html](https://www.chusho.meti.go.j
p/koukai/yosan/index.html)

JGrants HP



[https://www.jgrants-
portal.go.jp/](https://www.jgrants-
portal.go.jp/)

gBizID HP



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(参考) ものづくり補助金を活用した取組事例

最新鋭うどん製麺機導入による生産性向上・品質高度化と通販・テイクアウト商品開発による販路開拓

・現在の製麺機には、生産能力とアナログ的な条件条件設定という課題があり、これを30年あまりの経験と技術を持つ職人が補っており、お土産や通販というお客様のご要望に応えることができない。

・本事業では、**最新鋭の製麺機の導入**により、生産能力を現在の2.5倍に増加するだけでなく、細かな製麺条件をデジタルで設定することで職人の経験と技術を数値化し、麺の品質の安定化に成功。

・さらに、加工した食材を熱いままで真空包装できる**真空包装機も導入**し、菌の繁殖温度帯を避けてパックし冷却することで、黄金出汁と自家製麺をセットでお土産や通販に提供することが可能となった。

居酒屋メニューを「手軽に・安全・美味しく」提供するための冷凍食品開発

・地元の生産者や道の駅から新鮮な食材を仕入れ、地産地消メニューにこだわっている。店に来るお客様だけでなく、この地域の美味しい食材を使った居酒屋の商品を、そのまま家庭で食べていただきたいという思いがあった。

・本事業では、**フリーザーシステムを導入**し、試作を繰り返しながら検証を行った結果、商品の風味、食感、味を損なうことなく、また安全な冷凍食品を提供出来るようになった。

・これからは、自社の商品だけでなく、これからは地元生産者の食材を、彼らの要望に応えた商品に加工し、インターネットを使って全国に届けていきたいと考えている。

お問い合わせ

合わせ先

お問い合わせ先

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

monohojo@pasona.co.jp

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝日を除く)：050-8880-4053

上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口

hokoku-mh@mail.chuokai.or.jp

電話受付時間 10:00～12:00／13:00～17:00(土日祝日を除く)：03-6262-7921

申請

先

- ものづくり補助金の応募申請は、インターネットを利用した **電子申請** となります
<https://portal.monodukuri-hojo.jp/denshi.html>
※ 電子申請システムによる受付開始は令和5年3月24日(金)予定です
- GBizIDプライムアカウントが必要ですので、早めのご登録を御願いたします
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

小規模事業者持続化補助金



令和3年度補正予算 〈※公募終了〉



令和4年度補正予算 〈※公募スケジュール未定〉

小規模事業者持続化 補助金



令和 3 年度補正予算

〈※公募終了〉



令和 4 年度補正予算

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 **2,001億円**

- (1) 近畿経済産業局 産業技術課 TEL：06-6966-6017
- (2) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL：06-6966-6023
- (3) 近畿経済産業局 サービス産業室 TEL：06-6966-6053
- (4) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL：06-6966-6023

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目標します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

（1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

（2）小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

（3）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）
※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等
PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、
レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）
インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

（4）事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3
事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します

小規模事業者持続化補助金

の申請枠（第11回）

〈※公募終了〉

申請枠	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3
賃上げ引上枠	200万円	2/3 (赤字事業者は3/4)
卒業枠	200万円	2/3
後継者支援枠	200万円	2/3
創業枠	200万円	2/3
インボイス枠	100万円	2/3

持続化補助金 の概要（通常枠ベース）

- 事業者自らが作成した持続的な経営に向けた計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するため、その経費の一部を補助する
- 商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら事業に取り組むこと

1. 補助対象者（小規模事業者の定義）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

※）常時使用する従業員に、会社役員、個人事業主本人、パート、アルバイトは含まれません。

2. 補助率

2 / 3

3. 補助上限額

50万円

4. 補助対象経費

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

持続化補助金 活用のための 3つの条件

- 小規模事業者持続化補助金を活用するためには、次の3つの条件をクリアする必要があります。（※）あくまで代表的なものを取り上げていますので、その他の要件は公募要領をご確認ください。

1. 補助金を申請する時点で、すでに創業していること

【法人】：法人設立登記をしていること

【個人】：税務署に「開業届」を提出していること

2. 小規模事業者であること

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

※）常時使用する従業員に、会社役員、個人事業主本人、パート、アルバイトは含まれません。

3. 商工会・商工会議所の支援を受けること

補助金を申請するには、商工会や商工会議所の相談員に事前相談し、所定の書式（様式4）を発行してもらう必要があります。

補助対象 経費

対象経費は販路開拓（業務効率化）の取組みに要する費用に限定

①機械装置等費	機械装置等の購入費用
②広報費	パンフレット、ポスター、チラシ等の作成費用等
③ウェブサイト関連費（※1）	ウェブサイトやECサイト等の構築・更新等の経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料
⑤旅費	バス・電車賃、航空券代等
⑥開発費	新商品の試作開発費等
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等の購入費
⑧雑役務費	補助事業のために雇用した派遣社員・アルバイト料等
⑨借料	機器・設備のリース・レンタル料、会場借料費等
⑩設備処分費（※2）	既存事業の設備機器等の解体・処分費等
⑪委託・外注費	第三者に委託・外注するための経費

（※1）ウェブサイト関連費のみの申請は不可であり、当費用の計上は補助金申請額の 1 / 4 を上限とします。

（※2）設備処分費のみの申請は不可であり、当費用の計上は補助金申請額の 1 / 2 を上限とします。

持続化補助金活用事例の紹介

事例 1. 温泉ホテル

所在地：千葉県 設立年：1955年
従業員：20名 業種：宿泊業

1. 事業内容

昭和30年に創業した、15室を有する温泉旅館。24時間かけ流しにしている天然温泉が特徴。今後は、食堂スペースを改装し、Wifi環境、プロジェクター、スクリーン等のシアター設備を整えるシアタースペースを新設することで、宿泊客・顧客満足度の向上を図る。

2. 事業効果

セミナーや講習会を**新設したシアタースペース**で開催しており、市内外の市民を呼び込むことができ、当ホテルの周知PRだけでなく、新規顧客を大幅に開拓することが出来た。また、地域住民の憩いの場としても活用しており、地域に根差した経営に繋がる。

3. 事業者の声

経営計画を策定することで、事業の課題や目標、コンセプトが明確になった。商工会議所からPDCAサイクルに関するアドバイスをいただいたことも成功の要因になった。

事例 2. 弁当販売

所在地：静岡県 設立年：1927年
従業員：7名 業種：飲食サービス業

1. 事業内容

名物駅弁を販売。同社の駅弁は、グルメサイト「食べログ」の静岡県弁当ランキングで1位を獲得するなど、高い知名度を誇る。新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が大幅に落ち込んだため、コロナ禍を念頭に、「ステイホーム」をキーワードとして、EC用の新商品の開発を行う。

2. 事業効果

名物駅弁専用の**EC販売サイト**を構築。名物駅弁が家庭で楽しめる「おうち駅弁」というニュース性と、積極的な**プレスリリースの活用**により、発売当初から売上は伸び、新型コロナウイルスによる売上減を補うことができた。

3. 事業者の声

同社では、補助金申請とともに商工会の支援を受けながら、事業に取り組んだ。今後も、専門家支援を受けながら、EC販売を積極的に展開するつもりである。

成長・分配強化 枠

- 賃金引上げや、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- 補助上限額200万円、補助率2/3

類型		概要	
成長・分配強化枠	<u>賃金引上げ枠</u>	○申請要件	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者であって販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限	200万円
		○補助率	2/3 (赤字事業者は3/4に引上げ)
	<u>卒業枠</u>	○申請要件	常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者であって販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限	200万円
		○補助率	2/3

※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に上げるとともに優先採択のための加点を実施。

新陳代謝 枠

- 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業後間もない小規模事業者を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- 補助上限額200万円、補助率2/3

類型		概要
新陳代謝枠	<u>後継者支援枠</u>	○申請要件 将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストになり、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限 200万円
		○補助率 2/3
	<u>創業枠</u>	○申請要件 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者
		○補助上限 200万円
		○補助率 2/3

インボイス 枠

- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- 補助上限額100万円、補助率2/3

類型	概要
<u>インボイス枠</u>	○申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者 ○補助上限 100万円 ○補 助 率 2/3

(※) 次回公募(令和4年度補正予算)のスケジュールは未定です

(※) 電子申請の場合は、23:59まで受付。郵送の場合は、当日消印有効

1. 公募要領の公開

2022年 3月22日 (火)

3. 申請受付締切

- ~~第8回：2022年 6月 3日 終了~~
- ~~第9回：2022年 9月20日 終了~~
- ~~第10回：2022年12月 9日 終了~~
- ~~第11回：2023年 2月20日 終了~~

2. 申請受付開始

2022年 3月29日 (火)

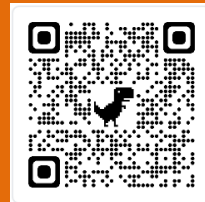
4. 事業支援計画書（様式4） 発行の受付締切

- ~~第8回：2022年 5月27日 終了~~
- ~~第9回：2022年 9月12日 終了~~
- ~~第10回：2022年12月 2日 終了~~
- ~~第11回：2023年 2月13日 終了~~

(※) 事業支援計画書（様式4）の発行には、時間を要する場合がありますので、余裕をもったお手続きをお願いいたします。

(※) 申請は、電子申請または郵送によりご提出ください(持参は受付不可)

商工会議所地区の方



(問 合 せ・申 請 先) 小規模事業者持続化補助金事務局

(公 式 H P) <https://r3.jizokukahojokin.info/>

(電 話 番 号) 03-6632-1502

商工会地区の方



(問 合 せ・申 請 先) 都道府県商工会連合会 地方事務局

(公 式 H P) https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

(電 話 番 号) 公募要領の巻末一覧をご覧ください

小規模事業者持続化 補助金



令和 3 年度補正予算



令和 4 年度補正予算

〈※公募スケジュール未定〉

令和 4 年度第二次補正予算 の拡充点

- 令和4年度第二次補正予算において 一律に50万円を上乗せするインボイス特例を実施します（補助上限額：最大250万円）

※第11回（2月20日受付）までは、現行の「インボイス枠」を継続

※令和 4 年度第二次補正予算より、「インボイス枠」は終了

免税事業者からインボイス発行事業に転換する事業者を対象に、全ての枠で 一律50万円 補助上限額を上乗せします。

	通常枠	特 別 枠				インボイス枠
		賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
インボイス 転換事業者	100万円	250万円				100万円
上記以外の 事業者	50万円	200万円				-
補助率	2 / 3	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合 3 / 4)				

インボイス特例

※ **赤字** 記載箇所は、令和 4 年度二次補正予算による拡充箇所です

※令和元年度・3年度補正予算において「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第二次補正予算における補助上限上乗せ（インボイス特例）の対象外となります



I T 導入補助金



令和3年度補正予算 〈※公募終了〉



令和4年度補正予算 〈※公募スケジュール未定〉



令和 3 年度補正予算

〈※公募終了〉



令和 4 年度補正予算

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 **2,001億円**

- (1) 近畿経済産業局 産業技術課 TEL : 06-6966-6017
- (2) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023
- (3) 近畿経済産業局 サービス産業室 TEL : 06-6966-6053
- (4) 近畿経済産業局 中小企業課 TEL : 06-6966-6023

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実業性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

（1）ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

（2）小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

（3）サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

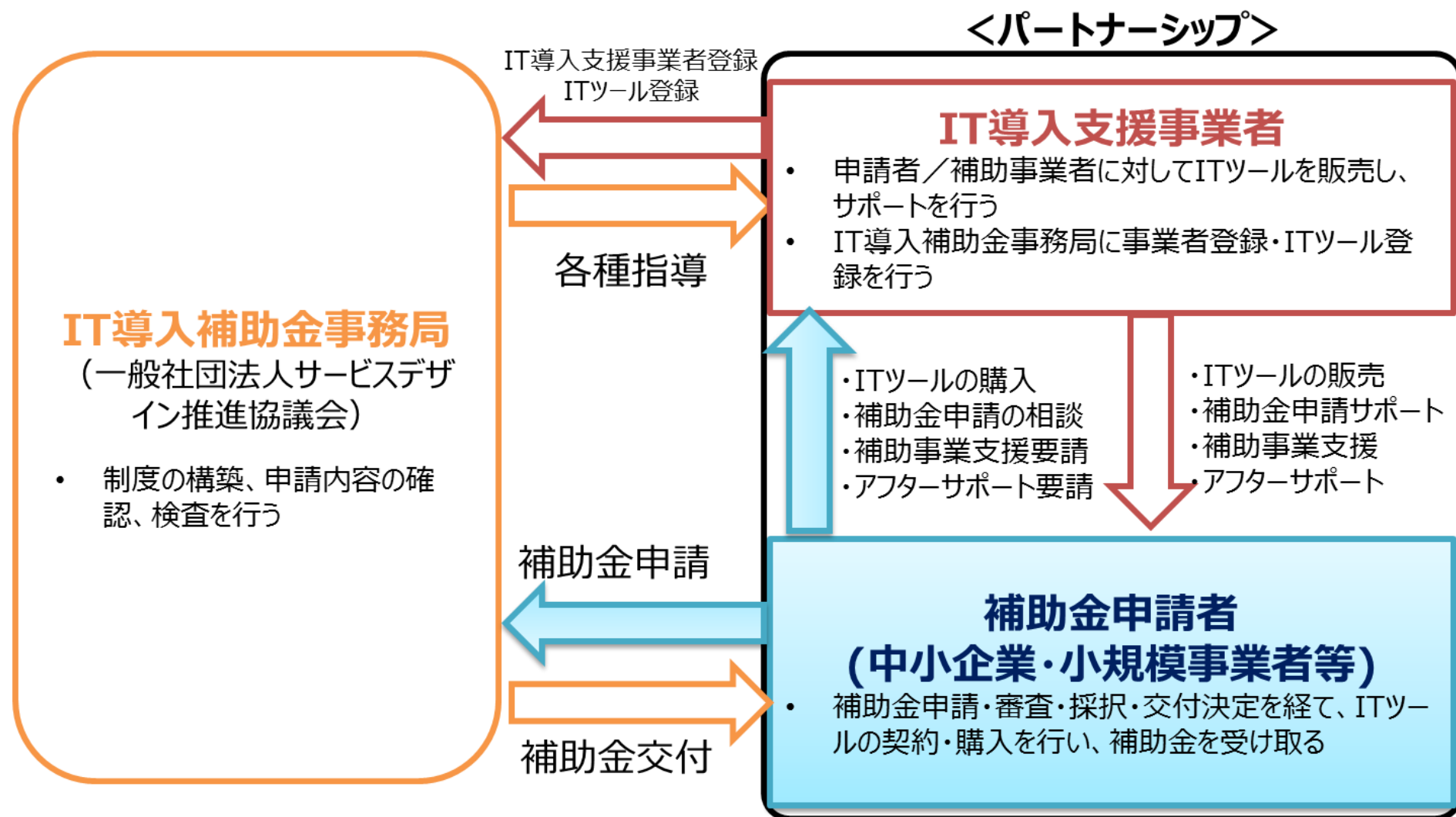
（4）事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します

IT導入補助金 のスキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。



IT導入補助金 の申請枠

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等(一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む)				
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト: 5万～350万円 PC・タブレット等: 10万円 レジ・券売機等: 20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費(左記同様) (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 補助上限: (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限: 200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		会計・受発注・決済・ECソフト: 2/3～3/4 PC・タブレット等、レジ・券売機等: 1/2	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2以内
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)
加点項目 必須要件	■事業計画期間(3年間)において ①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」 ②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと →【加点要件】A類型、デジタル化基盤導入類型、【必須要件】B類型 ■地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			【必須要件】 グループ全体で生産性が事業終了後、 2年以内に年率平均5%以上を目指す 事業計画とすること	【加点要件】 ①事業計画期間において、 給与支給総額を3年後に 4.5%以上増加、 ②事業計画期間において、 事業場内最低賃金を地域 別最低賃金+30円以上
申請時期	公募終了		公募終了		公募終了
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)
参考情報	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト: https://www.it-hojo.jp/ ※QRコードからでもポータルサイトに繋がります。 【お問い合わせ先】 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター: 0570-666-424				



通常枠（A・B類型）

の概要

〈※公募終了〉

	通常枠	
類型	A類型	B類型
補助額	30万円～150万円 未満	150万円～450万円
補助率	1/2	
プロセス数	1 以上	4 以上
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象	
加点要件 必須要件	A類型では <u>加点要素</u>	B類型では <u>必須要件</u>
	事業計画期間（3年間）において、以下 ① ② を満たすこと ① 給与支給総額が年率平均 1.5% 以上向上 ② 事業場内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円 以上	

IT導入補助金 の申請枠

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等(一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む)				
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト: 5万～350万円 PC・タブレット等: 10万円 レジ・券売機等: 20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費(左記同様) (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 補助上限: (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限: 200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		会計・受発注・決済・ECソフト: 2/3～3/4 PC・タブレット等、レジ・券売機等: 1/2	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2以内
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		左記のものに加え PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)
加点項目 必須要件	■事業計画期間(3年間)において ①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」 ②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと →【加点要件】A類型、デジタル化基盤導入類型、【必須要件】B類型 ■地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			【必須要件】 グループ全体で生産性が事業終了後、2年以内に年率平均5%以上を目指す事業計画とすること	【加点要件】 ①事業計画期間において、給与支給総額を3年後に4.5%以上増加、 ②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上
申請時期	公募終了		公募終了		公募終了
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)
参考情報	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト: https://www.it-hojo.jp/ ※QRコードからでもポータルサイトに繋がります。 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター: 0570-666-424				



72

デジタル化基盤導入枠

の概要

〈※公募終了〉

		デジタル化基盤導入枠			
類型		デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型
補助額	ITツール		PC/タブレット等	レジ・券売機等	(1) デジタル化基盤導入類型の対象経費 → 補助額・補助率ともに、左記と同様 (2) 消費動向等分析経費 → 補助額：参画事業者数 × 50万円 → 補助率：2/3 → 補助上限額： (1) + (2) = 3,000万円 (3) 事務費、外部専門家謝金、旅費 → 補助上限額：200万円 → 補助率：2/3
	0 円 ～ 5 0 万円	5 0 万円超 ～ 3 5 0 万円	1 0 万円以下	2 0 万円以下	
機能要件	会計・受発注・決済・ECの機能の内、 1 機能以上を有するソフト	会計・受発注・決済・ECの機能の内、 2 機能以上を有するソフト	左記のITツールの使用に資すること		
補助率	3/4	2/3	1/2		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1～2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費等 ※「複数社連携IT導入類型」のみ、事務費・専門家費が補助対象経費に追加				
加点要件 必須要件	【加点要件】 事業計画期間（3年間）において、以下①②を満たすこと ① 給与支給総額が年率平均 1.5%以上 向上 ② 事業場内最低賃金が地域別最低賃金 +30円以上			【必須要件】 グループ全体で生産性が事業終了後 2年以内 に、年率平均 5%以上 を目指す事業計画	

※ 19次公募（～2/16㍻切）より、補助下限額を撤廃し「0」円に！

「デジタル化基盤導入類型」の概要について 〈※公募終了〉

1. 概要

- 中小・小規模事業者は、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業等（従来のIT導入補助金と同様）

3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

（1）ITツール

- 導入に係る費用
パッケージ購入費、初期費用（クラウド型の場合等）、システム構築費、導入作業費、役務費（導入支援）
- 利用に係る費用（2年分）
月額、年額サービス利用料、システム保守費用

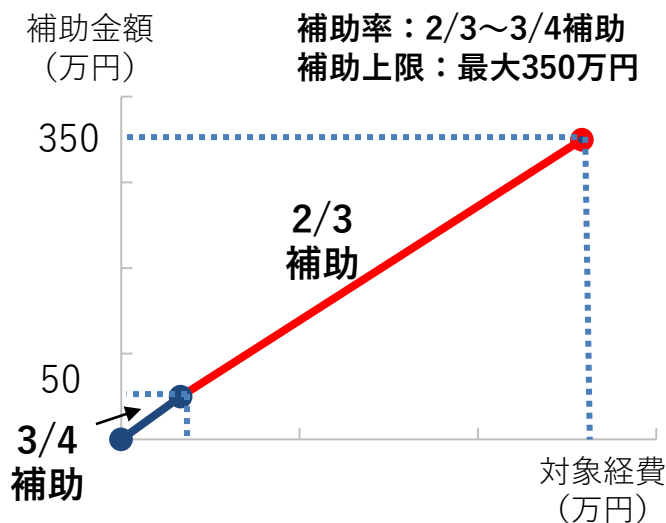
（2）ハードウェア

- 機器（本体、付属機器）購入費用、設置費用

5. 補助率・補助額

- IT ツール：補助額 ～ 50万円（補助率 4 分の 3）、補助額 50万円 ～ 350万円（補助率 3 分の 2）
⇒ 導入する機能数に応じて、補助上限額が変わる可能性があります。
- PC、タブレット：補助額 10万円まで（補助率 2 分の 1）、レジ等：補助額 20万円まで（補助率 2 分の 1）

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】



「複数社連携IT導入類型」の概要について 〈※公募終了〉

1. 補助対象事業者

※ 事業に参加する事業者の数は「10者以上」であること

- 商工団体等
(例) 商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体
(例) まちづくり会社、観光地域づくり法人 (DMO) 等
- 複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム

2. 補助対象経費 (一例)

- (1) 基盤導入経費
 - ITツール : 会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト
 - ハードウェア : PC・タブレット、レジ・券売機等
- (2) 消費動向等分析経費
 - ITツール : 消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等
 - ハードウェア : AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等
- (3) 参画事業者のとりまとめに係る事務費・専門家費

3. 補助率・補助上限額

- 補助率
 - (1) 基盤導入経費 : 1/2～3/4 (デジタル化基盤導入類型と同様)
 - (2) 消費動向等分析経費 : 2/3 、 (3) 事務費、専門家費 : 2/3
- 補助上限額
 - (1) + (2) $\Rightarrow$ 3,000万円、(3) $\Rightarrow$ ((1) + (2)) $\times$ 10%

- 商業集積地等における消費動向等を分析するシステム等を導入し、データの収集・分析によりデジタルマーケティングを行うことで、当該地域の来街者増や回遊性向上等を図り、生産性向上につなげる。

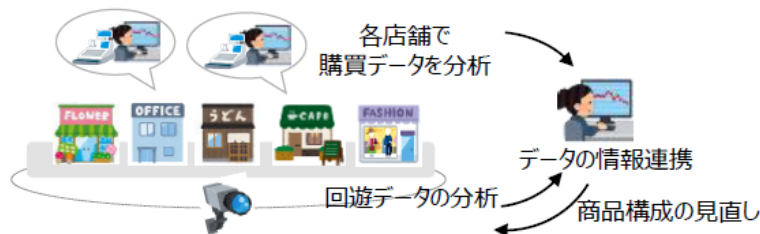
①地域にAIカメラ + 個店にPOSデータ分析システム

＜地域全体＞
AIカメラで取得した来街者の属性や回遊データを分析

×

＜地域内の店舗＞
POSデータ分析システムにより各店舗の購買データを分析

回遊性等の分析結果と店舗の売れ筋等を比較し商品構成の見直しなどに繋げる。



対象経費例 <ハードウェア> AIカメラ、POSレジ <ソフトウェア> 分析システム導入費

②地域にビーコン + 個店にAIカメラ

＜地域全体＞
ビーコンで来街者に情報を発信

×

＜地域内の店舗＞
AIカメラで取得した各個店の消費者動向データを分析

各個店のターゲット層に近い来街者に向け、効果的な情報発信を行う。



対象経費例 <ハードウェア> ビーコン、AIカメラ <ソフトウェア> 分析システム導入費

③地域に電子地域通貨 + 個店に分析アプリ

＜地域全体＞
電子地域通貨による地域経済の活性化やアプリによるクーポンの発行

×

＜地域の店舗＞
電子地域通貨の利用状況から消費者の購買データを分析

消費者の購買状況を踏まえた効果的な情報発信を行い来街を促進する。



対象経費例 <ハードウェア> キャッシュレス機器 <ソフトウェア> アプリ導入費、分析システム導入費

④地域にセンサー技術（人流・気象・交通量等）

＜地域全体＞
人流・気象・交通量などが計測できるセンサーを導入し、データを分析

×

＜地域の店舗＞
各店舗で需要を予測

来街者等のデータをもとに各店舗が需要予測を行い、業務効率の改善を行う。



対象経費例 <ハードウェア> センサー <ソフトウェア> 分析システム、需要予測システム導入費

IT導入補助金 の申請枠

	通常枠		デジタル化基盤導入枠		セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型	複数社連携IT導入類型	
対象者	中小企業者等(一定の従業員規模以下の財団法人、社団法人、学校法人、商工会、商工会議所等を含む)				
補助上限	30万～150万円未満	150万～450万円	会計・受発注・決済・ECソフト: 5万～350万円 PC・タブレット等: 10万円 レジ・券売機等: 20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費(左記同様) (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 補助上限:(1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限:200万円	5万円～100万円
補助率	1/2		会計・受発注・決済・ECソフト: 2/3～3/4 PC・タブレット等、レジ・券売機等: 1/2	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2以内
対象経費	ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連費等 ※事前に事務局に登録されるITツールのみ対象		<u>左記のものに加え</u> <u>PC・タブレット等のハードウェアにかかる購入費用も対象</u>		「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス利用料 (最大2年分)
加点項目 必須要件	■事業計画期間(3年間)において ①「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」 ②「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと →【加点要件】A類型、デジタル化基盤導入類型、【必須要件】B類型 ■地域経済牽引事業者や地域未来牽引企業である場合、加点対象になり得る。			【必須要件】 グループ全体で生産性が事業終了後、2年以内に年率平均5%以上を目指す事業計画とすること	【加点要件】 ①事業計画期間において、給与支給総額を3年後に4.5%以上増加、 ②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上
申請時期	公募終了		公募終了		公募終了
申請方法	電子申請(IT導入補助金申請システム)			電子申請(jGrants)	電子申請(IT導入補助金申請システム)
参考情報	サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト: https://www.it-hojo.jp/ ※QRコードからでもポータルサイトにつながります。 【お問い合わせ先】サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:0570-666-424				



IT活用事例の紹介

「協和テクノロジズ株式会社（情報通信業）」 ～RPAツールの導入により定型業務を自動化～

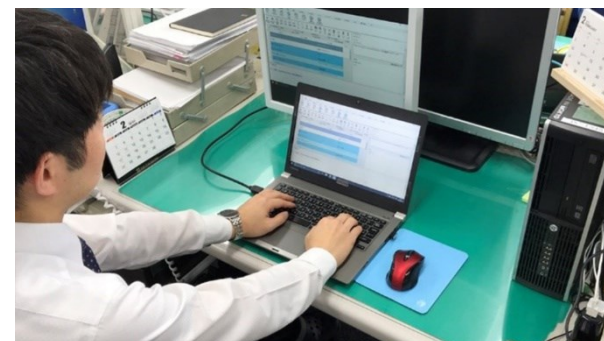
【企業概要】

- ・通信ネットワークの設計、構築、保守まで、情報通信設備に関する幅広いソリューションを提供。

【ITツール導入のきっかけ】

- ・複数の受発注システムに関する事務処理業務が**属人化**。
- ・人事異動による引継ぎに多くの時間がかかり、非効率な状況に。
- ・社内で働き方改革プロジェクトが立ち上がり、属人化防止・定型業務の自動化に取り組んだ。

日本語対応で、プログラミング未経験でも定型業務を簡単に自動化できる「RPAツール」を導入



【ITツール導入の効果】

- ・導入に際し、**業務プロセスを可視化**し改善することができた。
- ・入力時間の短縮、ミスの軽減、チェック時間の減少が積み重なり前年度同月残業時間と比較し、約25時間／月の残業時間を削減した。

IT活用事例の紹介

「株式会社大和屋本店（宿泊業）」

～**ホテル旅館向け予約・顧客管理システムを導入**し、ルーティン業務のムダ取りを徹底～

【企業概要】

・大阪市内道頓堀エリアにおいて、100年以上の歴史を持つ老舗旅館「大和屋本店」を経営。

【ITツール導入のきっかけ】

・周辺に多数のホテルが多数立地し競合が多いなかで、顧客満足度を高めて旅館の稼働率や客単価を上げるためには**生産性向上が重要**と考え、これまで手書きで行っていた予約・顧客情報の管理業務におけるIT導入を行った。

「ホテル旅館向け予約・顧客管理システム」を導入



【ITツール導入の効果】

・予約状況や料理の内容をフロント・調理場・宴会場（客室係）間で共有しやすくなり、**手書きや電話連絡などの手間を省き、ミスを無くす**ことができた。
特に、電話予約に対して、表計算ソフトと手書きの台帳に入力・記入していたものが、一度のシステム入力で済むようになり、**年間で約1,800時間（1日あたり4～5時間）の入力時間を削減**できた。削減できた時間を宿泊客に対するおもてなしに充てることで、**顧客満足の向上**を図っている。



IT活用事例の紹介

「株式会社エアグラウンド（映像制作・クリエイティブ）」

～マーケティング支援ツールの導入で、社内の営業力強化を実現～

【企業概要】

・兵庫県尼崎市で「映像で身近な人を笑顔に！」をスローガンに、映像コンテンツ制作・ホームページ制作・多言語対応などを行っている。

【ITツール導入のきっかけ】

・新規事業を実施するにあたり、**集客のマーケティングや効果的な広報宣伝**を今まで以上に行いたいと考え、**マーケティングオートメーション**をIT導入補助金を活用して導入。

顧客管理・広告宣伝・情報発信・商談などを
オンライン上でサポートする営業支援ツールを導入



【ITツール導入の効果】

・**イベント企画・運営もできるコンテンツ制作会社としての強みが一層強化**され、受注件数や売上が増加。

・**最新の顧客情報を社内で共有**できるようになり、社長の頭の中だけにしかない状況からの脱却ができた。

・社員がマーケティングに興味を持つようになり、社員の提案力が向上した。

通常枠（A・B類型）

終了

デジタル化基盤導入類型

終了

セキュリティ対策推進枠

終了

複数社連携IT導入類型

終了

※ 応募締切は通常枠・デジタル化基盤導入枠・セキュリティ対策推進枠で異なります。
詳しくは、事務局ポータルサイト（<https://www.it-hojo.jp>）をご確認ください。

※ 本事業の公募は複数回の締切を設け、それまでに受け付けた申請を審査し、交付決定を行います。

※ **令和4年度第2次補正予算のスケジュールは未定です。**

お問い合わせ

合わせ先



ホーム
ページ

IT導入補助金2022ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/>

※内容は都度更新される可能性がありますので、新着情報は逐次ご確認ください



問合せ先

サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター

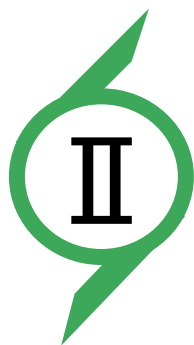
0570-666-424

(IP電話等からのお問合せ先：042-303-9749)

受付時間：9:30～17:30／月～金（土日祝除く）



令和 3 年度補正予算



令和 4 年度補正予算

〈※公募スケジュール未定〉

令和 4 年度第2次補正予算 の拡充点

- インボイス対応に必要な I T ツール（会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト）導入を促進するため、「デジタル化基盤導入類型」において、補助率引上げ、クラウド利用料（2 年分）、PC等のハード購入補助を引き続き実施。
- 加えて、安価なITツール導入も可能とするため、補助下限額を撤廃（従来の補助下限値は5万円）。
- また、「通常枠」においても、より安価な I T ツールの導入や、導入した I T ツールの継続活用を促進するために、補助下限額の引下げとクラウド利用料 2 年分補助を措置。

枠名	通常枠		セキュリティ 対策推進枠	デジタル化基盤導入枠				
類型名	A類型	B類型	—	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助額	30万円 5万円～ 150万円 未満	150万円～ 450万円 以下	5万円～ 100万円	ITツール		PC等	レジ等	(a) デジタル化基盤導入 類型の対象経費 ⇒補助額・補助率ともに同 類型と同じ (b) (a)以外の経費 ⇒補助上限額:50万円× グループ構成員数 ⇒補助率は 2 / 3 ※補助上限額は3,000万円/事業+ 事務費・専門家費
				5万円 ～50万円 以下 ※下限額 撤廃	50万円超～ 350万円	～10 万円	～20 万円	
補助率	1/2以内			3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内		
対象 経費	ソフトウェア購入費 クラウド利用費(1年分 最大2年分)、導入関連 費		サービス利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費 【複数社連携IT導入類型のみ】上記に加え事務費・専門家費 インボイス対応に必要なITツールの下限値を撤廃。				

インボイス対応に必要なITツールの下限値を撤廃。



中小企業経営強化税制

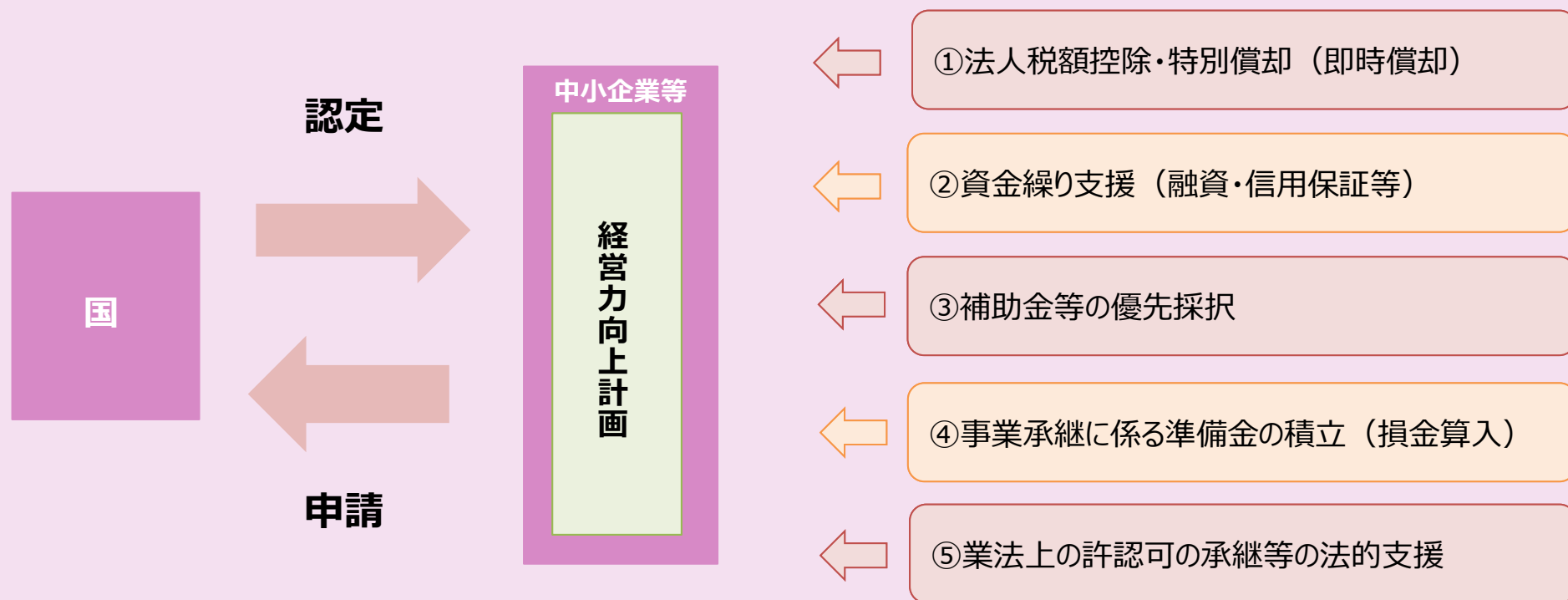
(令和5年度税制改正)

経営力向上計画とは（制度の内容）

概要と目的

- 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資による生産性向上など、自社の経営力を向上するため実施する計画を策定し、「経営力向上計画」として国の認定を受けることができます。
- 「経営力向上計画」を認定された事業者は、税制措置や政府系金融機関による金融支援等を受けることが可能となります。

適用イメージ



中小企業経営強化税制【対象者】

- 本税制の活用にあたっては、中小企業等経営強化法に基づく **経営力向上計画** の認定が必要となっており、当該計画については、**①特定事業者等** に該当する事業者のみ提出が可能となります。
- その上で、税制の適用を受けるためには、それぞれの税制ごとに、租税特別措置法上の **②中小企業者等** に該当する必要があります。

① ② 両方の要件を満たす必要あり

①「特定事業者等」 (中小企業等経営強化法)

- ・**常時使用する従業員数が2,000人以下**の法人または個人
- ・協同組合等※

②「中小企業者等」 (租税特別措置法)

- ・**資本金又は出資金の額が1億円以下**の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人
- ・協同組合等※

ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は税制ごとに異なります。詳しくは、[「中小企業税制〈令和4年度版〉」](#)の各税制のページをご確認ください。

※協同組合等に含まれる組合は、制度によって異なります。詳しくは、[「中小企業税制〈令和4年度版〉」](#)の各税制のページをご確認ください。

中小企業経営強化税制【制度の概要】

- 青色申告書を提出する**中小企業者等**が、令和7年3月31日までの期間に、**認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備**を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却**又は**取得価額の10%**（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の**税額控除**を選択適用することができます。
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長**します（現状、令和5年3月31日までのところを令和7年3月31日まで延長）。
- ただし、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。

概要

（令和5年度税制改正大綱より）

【適用期限：令和6年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備（※1～3）	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備 を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資 であること ・中古資産・貸付資産でないこと 等
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

※ 4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

※ 赤字は令和5年度改正による変更点

中小企業経営強化税制【各類型の要件】

以下、いずれかの要件を満たす場合に、措置が活用できます。

A類型：生産性向上設備

以下の要件を満たすことについて、工業会等の証明を受けた設備

- ① 一定期間内（右表）に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上している設備

<設備の種類別販売時期>

設備の種類	販売開始時期
機械装置	10年以内
工具	5年以内
器具備品	6年以内
建物附属設備	14年以内
ソフトウェア	5年以内

B類型：収益力強化設備 C類型：デジタル化設備 D類型：経営資源集約化に資する設備

以下の要件を満たすことを、以下の確認機関が事前確認した上で、経済産業局の確認を受けた設備

類型	要件	事前確認機関
B類型	<u>年平均の投資利益率が 5 %以上</u> となることが見込まれる <u>投資計画に記載された設備</u>	税理士又は公認会計士
C類型	① <u>遠隔操作</u> 、② <u>可視化</u> 、③ <u>自動制御化</u> のいずれかを可能にする設備	認定経営革新等支援機関
D類型	右表のいずれかの要件を満たすことが見込まれる投資計画に記載された設備で、経営力向上計画に <u>事業承継等事前調査</u> に関する事項の記載があり、事業承継後に取得等を行った設備	税理士又は公認会計士

<D類型の要件>

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3 年	+ 2%	+0.3%ポイント
4 年	+ 2.5%	+0.4%ポイント
5 年	+ 3%	+0.5%ポイント

中小企業経営強化税制【申請の流れ】

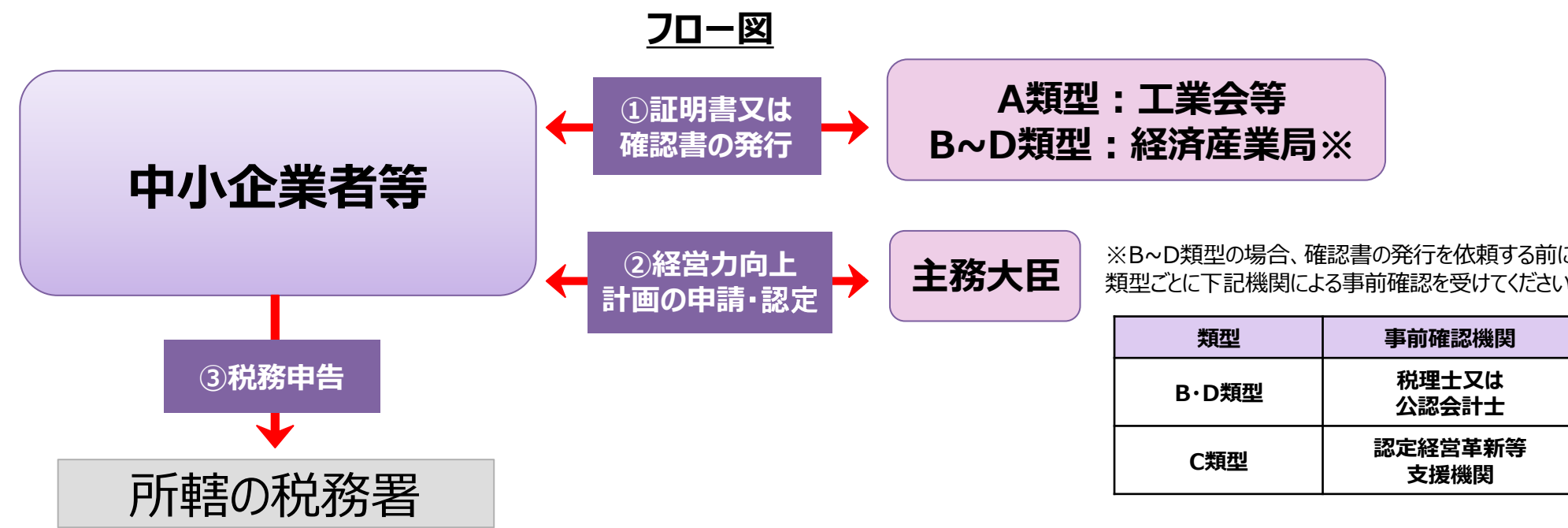
- ①

申請者は、導入を予定している設備がそれぞれの類型に該当していることについて、工業会等（A類型）または経済産業局（B～D類型）の証明・確認を受け、工業会証明書又は経済産業局確認書の交付を受けます。
- ②

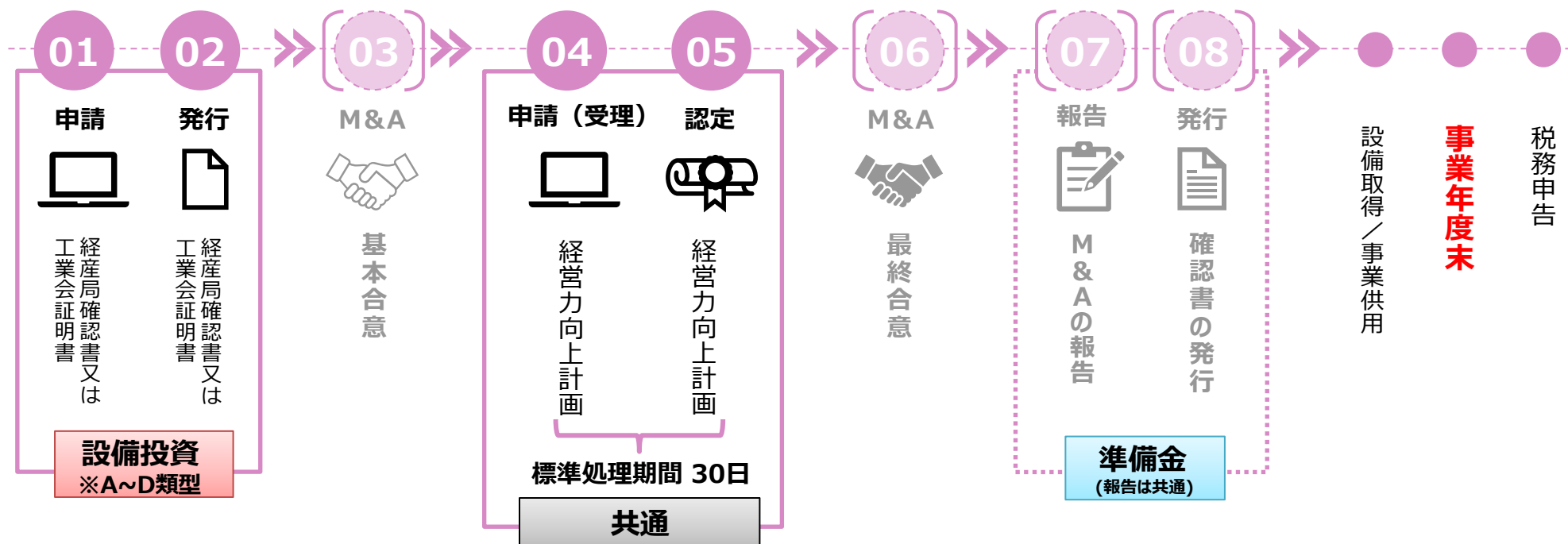
①の証明書・確認書を添付して、経営力向上計画を主務大臣に申請します。認定を受けた場合、主務大臣から、計画認定書と計画申請書の写しが申請者に交付されます。
- ③

認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。
- ※

税務申告に際しては、②の経営力向上計画及び計画認定書（いずれも写し）を添付してください。



税制措置の利用の流れ（準備金制度含む）



※事業年度内に認定が必要

- 設備投資**
- ・A類型の場合、工業会から証明書の交付を受ける
 - ・B～D類型の場合、経済産業局の確認を受け、確認書の交付を受ける

- ・経営力向上計画に、導入する設備の内容を記載
- ・申請時に証明書又は確認書を添付

- ・税務申告時には、経営力向上計画申請書の写し、及び計画認定書の写しを添付

- ・経営力向上計画の「6.経営力向上の内容」に、M&Aによりどのように経営力を高めるか記載
- ・経営力向上計画の「10.事業承継等事前調査に関する事項」に実施するDDの内容を記載し、「事業承継等事前調査チェックシート」を添付

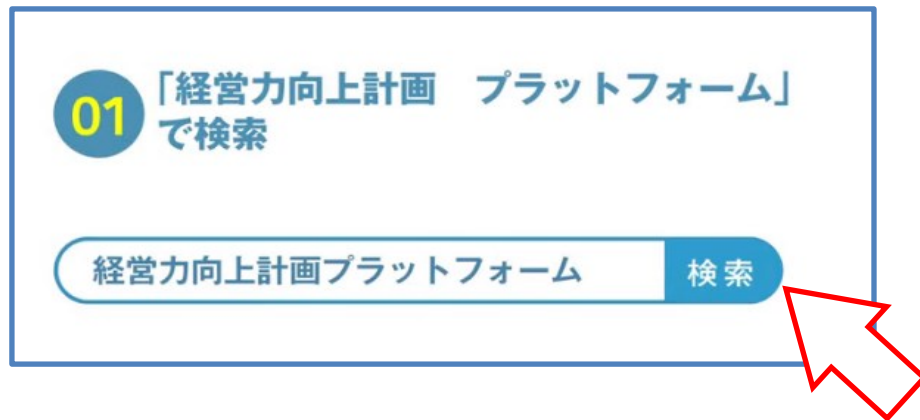
- ・M&Aの実施後速やかに様式5を用いて、事業承継等事前調査の内容について報告
- ・税務申告までに、主務大臣から確認書を受領
- ※必ずしも事業年度内である必要はない

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し、及び確認書の写しを添付

準備金

【参考】電子申請への完全移行

- 2020年4月より、経営力向上計画の電子申請を開始
- **2022年4月より、経営力向上計画の完全電子化に移行。（経済産業部局宛てのみ）**
※電子申請は経済産業省、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省及び金融庁宛ての申請のみ可能です。



YouTubeに電子申請の紹介動画有り

(資料)中小企業庁HPより

電子申請のメリット

- 申請書の作成にあたり、記入項目の**エラーチェック**や自動計算等の**サポート機能**を活用することが可能です。また、**一時保存**した暫定版の申請書を印刷し、確認することが可能です。
- 申請書の**郵送費用が不要**になります。
- **審査の進捗状況**を経営力向上計画プラットフォームで確認することが可能です。
- 標準処理期間が**14日（土日祝等の休日等を除く）に短縮**。※経済産業部局のみ
- **認定書**は、システムからいつでも**ダウンロード可能**です（認定書は郵送されないため、認定書用の返信用封筒及び切手代不要）。※経済産業部局のみ

中小企業投資促進税制

(令和5年度税制改正)

中小企業投資促進税制

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）	
	・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主	
	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものは対象外
 ※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

中小企業経営強化税制との比較

- 対象設備が異なる。（中小企業投資促進税制では、器具備品・工具、建物付属設備は対象外）
- 支援措置として、中小企業投資促進税制が30%の特別償却または7%の税額控除であるが、中小企業経営強化税制では即時償却が可能で税額控除が10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)。
- 中小企業投資促進税制では、事前の法律認定が不要であり、確定申告手続きのみで適用が可能。

設備の種類 (価額要件)		ソフトウェア (70万円以上)	機械装置 (160万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援 措置	国税	【中小企業経営強化税制】 ⇒延長（2年） 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備			
	地方税	【中小企業投資促進税制】 ⇒延長（2年） 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			
		【生産性向上や質上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】 ⇒新設 計画中に質上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 計画中に質上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を1/3に軽減			

中小企業向け主要税制

制度名	事前手続	対象者	対象設備	税制
①中小企業経営強化税制 (経営力向上計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 工具 器具備品 ソフトウェア 建物付属設備	・即時償却(100%) ・税額控除 10% (税額控除は資本金3,000万円以下の法人 又は個人事業主の場合7%)
②固定資産税の特例 (先端設備等導入計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 工具 器具備品 建物付属設備 構築物 事業用家屋 } ※R5.4.1以降 は対象外	先端設備の固定資産税が通常の0~1/2倍 (取得後3年間・倍率は市町村による)  R.5.4.1以降 先端設備の固定資産税が通常の1/3~1/2倍
③中小企業防災・減災投資 促進税制 (事業継続力強化計画)	要	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置 器具備品 建物付属設備	・特別償却 20~18%  R.5.4.1以降 特別償却 18% R.7.4.1以降 特別償却 16%
④地域未来投資促進税制 (未来投資促進法)	要	中小企業 大企業	機械装置 器具備品 建物 建物付属設備 構築物	・特別償却 40~50%※建物関係20% ・税額控除 4~ 5%※建物関係2%
⑤中小企業投資促進税制	—	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	機械装置、工具、ソフトウェア、 普通貨物自動車、内航船舶	・特別償却 30% ・税額控除 7% (税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)
⑥(中小企業向け) 賃上げ促進税制	—	中小企業 (資本金1億円以下 の法人、個人事業主)	— (給与等を前年度と比べて 1.5%以上増加)	・前年からの賃金上昇分の15%を税額控除

経済産業施策（税制）の活用実績について

- 平成30年度～令和2年度における経済産業施策（税制）活用実績を確認したところ、主な活用施策が①中小企業投資促進税制、②中小企業経営強化税制（経営力向上計画）、③賃上げ促進税制、となった。

措置名	適用件数			適用額(億円)		
	30年度	元年度	2年度	30年度	元年度	2年度
①中小企業経営強化税制 (特別償却) ※経営力向上計画	18,613	17,325	15,742	6,083	5,685	4,742
①中小企業経営強化税制 (税額控除) ※経営力向上計画	7,856	8,834	7,337	141	139	96
⑤中小企業投資促進税制 (特別償却)	26,323	25,591	22,894	2,408	2,338	1,999
⑤中小企業投資促進税制 (税額控除)	28,311	28,339	26,166	186	183	163
⑥賃上げ促進税制 (税額控除)	131,201	129,831	99,355	3,525	2,289	1,650

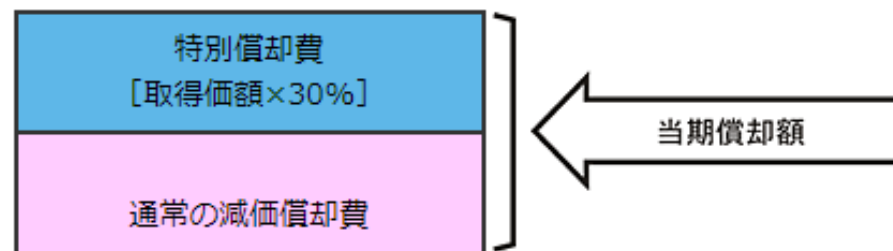
(出典) 財務省HP (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (第208回国会提出) より作成)

特別償却又は税額控除について

- 青色申告書を提出する中小企業者などが平成10年6月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に新品の機械および装置などを取得したまたは製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認める。

償却限度額

- 償却限度額は、基準取得価額の30パーセント相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額。
- 基準取得価額とは、船舶についてはその取得価額に75パーセントを乗じた金額をいい、その他の資産についてはその取得価額。



税額控除限度額

- 税額控除限度額は、基準取得価額の7パーセント相当額。
- なお、税額控除の控除上限は、中小企業経営強化税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額または所得税額の20%が上限。
- なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことが可能。

利用の手続き・問い合わせ先

適用手続

<個人事業主>

- ・特別償却の場合、青色申告決算書の「減価償却の計算」の「㊦割増（特別）償却費」の欄に特別償却の額を、「摘要」の欄に特例名（措法 10 条の 3）を記入すること。
- ・税額控除の場合、「明細書」を確定申告書に添付すること。

<法人>

- ・特別償却の場合、法人税の確定申告書に「特別償却の付表」と適用額明細書を添付すること。
- ・税額控除の場合、法人税の確定申告書に「別表」と適用額明細書を添付すること。

問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日9：30-12：00, 13：00-17：00）
本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。



賃上げ促進税制

(令和4年度税制改正、令和3年度税制改正)



賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)



所得拡大促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)



人材確保等促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

* 税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

< 中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら





賃上げ促進税制について
（令和4年4月1日以降に事業を開始）



所得拡大促進税制について
（令和4年3月31日以前に事業を開始）



人材確保等促進税制について
（令和4年3月31日以前に事業を開始）

賃上げ促進税制の概要

- 中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。
- 令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主については令和5年以降）が対象となります。

1. 適用期間

令和4年度税制改正 賃上げ促進税制 について

令和4年4月1日～令和6年3月31日までの期間内に開始する事業年度が対象
個人事業主については、令和5年、令和6年の各年が対象

青色申告者
限定の制度

2. 制度概要

適用要件

税額控除

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5% 以上増加	➡	<u>控除対象雇用者給与等支給増加額</u> の 15% を 法人税額又は所得税額から控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5% 以上増加	➡	税額控除率を 15% 上乘せ
<u>教育訓練費</u> の額が前年度と比べて 10% 以上増加	➡	税額控除率を 10% 上乘せ

※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乘せ共通）が上限となります。

令和4年度税制改正のポイント

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

- 所得拡大促進税制 から **賃上げ促進税制** に名称変更
- 税額控除がプラスオンされる **上乗せ要件** を簡素化し、控除率を引き上げ (**控除率は最大40%**)
- 教育訓練費増加要件に関する明細書の **添付義務** を **保存義務** へ変更
- **経営力向上要件** を **廃止**

	適用期間	適用要件				最大控除率
		通常要件	控除率	上乗せ要件	控除率	
旧制度	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日 (個人事業主は令和4年)	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ2.5%以上増加し、以下 ①・②のいずれかを満たすこと ① 教育訓練費の額が前年度と比べ て10%以上増加していること ② 【経営力向上要件】適用年度の 終了の日までに中小企業経営強 化法に基づく経営力向上計画の 認定を受け、当計画に基づき経 営力の向上が、確実に行われた とする証明がされていること	10%	25%
新制度	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日 (個人事業主は令和5年、 令和6年の各年)	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度 と比べ2.5%以上増加 教育訓練費の額が前年度 と比べ10%以上増加	15% 10% 合計 25%	40%

適用要件（通常の場合）

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

通常要件：雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加していること

上記の**通常要件**を満たした場合、法人税額もしくは所得税額より、以下の税額控除が行われます。

控除対象雇用者給与等支給増加額 の **15%** を税額控除

例

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用者給与等支給額	8,000万円	8,160万円	8,200万円
増減割合	—	+2%	+0.5%
通常要件 の適用可否	—	○	×
控除対象雇用者給与等支給増加額	—	160万円	—
税額控除額	—	24万円	—

15%控除

※) 上記の例では、令和4年度は要件を満たしますが、令和5年度は要件を満たさないため税額控除の適用は出来ません。

適用要件（上乗せ措置を利用する場合）

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

上乗せ要件①：雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2.5%以上増加していること

上記の**上乗せ要件①**を満たした場合、**通常要件**を満たした場合の控除率（15%）に加え、さらに以下の税額控除が加算されます。

控除対象雇用者給与等支給増加額 の **15%** を税額控除

例

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用者給与等支給額	8,000万円	8,400万円	8,500万円
増減割合	—	+5%	+1.2%
通常要件 の適用可否	—	○	×
上乗せ要件① の適用可否	—	○	×
控除対象雇用者給与等支給増加額	—	400万円	—
税額控除額	—	120万円	—

30%控除

※）上記の例では、令和4年度は要件を満たしますが、令和5年度は要件を満たさないため税額控除の適用は出来ません。

適用要件（上乗せ措置を利用する場合）

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

上乗せ要件②：教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加していること

上記の**上乗せ要件②**を満たした場合、**通常要件**を満たした場合の控除率（15%）に加え、さらに以下の税額控除が加算されます。

控除対象雇用者給与等支給増加額 の **10%** を税額控除

例

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
雇用者給与等支給額	8,000万円	8,160万円	8,445万円
（雇用者給与等支給額の）増減割合	—	+2%	+3.5%
通常要件 の適用可否	—	○	○
上乗せ要件① の適用可否	—	×	○
教育訓練費	200万円	220万円	330万円
（教育訓練費の）増減割合	—	+10%	+50%
上乗せ要件② の適用可否	—	○	○
控除対象雇用者給与等支給増加額	—	160万円	285万円
税額控除額	—	40万円	114万円

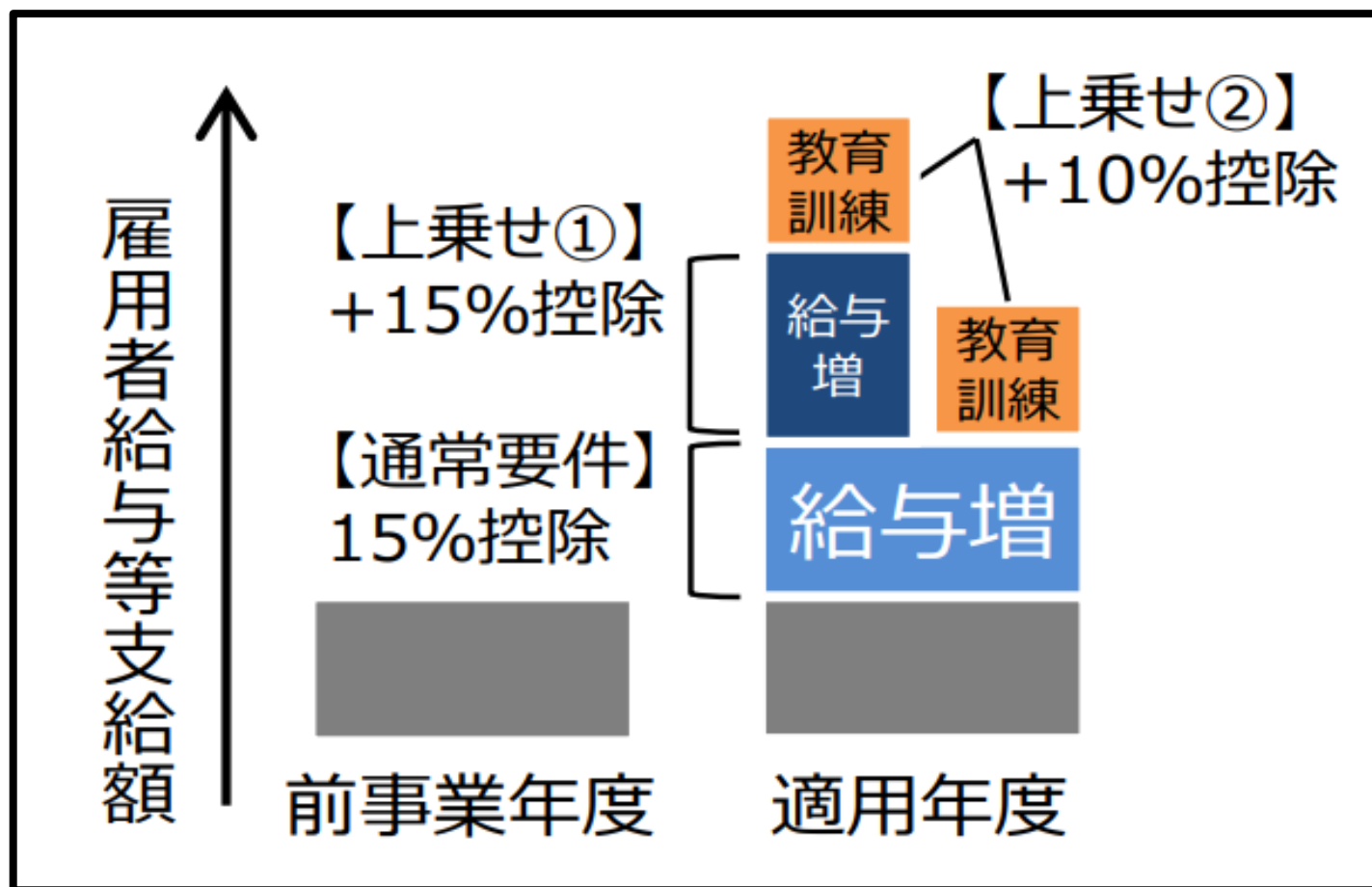
25%控除

40%控除

最大控除率 **40%** が適用されるイメージ

賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)

$$\begin{array}{l} \text{通常要件} \\ \text{控除率15\%} \end{array} + \begin{array}{l} \text{上乗せ要件①} \\ \text{控除率15\%} \end{array} + \begin{array}{l} \text{上乗せ要件②} \\ \text{控除率10\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{合計} \\ \text{控除率40\%} \end{array}$$



※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。

利用の手続き・問い合わせ先

適用対象者

中小企業者等

適用期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
(個人事業主については、令和5年から令和6年までの各年)

適用手続

本制度の適用を受けるためには、法人税（個人事業主の場合は所得税）の申告の際に、確定申告書等に、適用額明細書並びに税額控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。また、教育訓練費要件の上乗せ措置を利用する場合は、教育訓練費の明細を記載した書類の保存義務があります。

— 条文 —

租税特別措置法第10条の5の4（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）【所得税】
第42条の12の5（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）【法人税】

問い合わせ先

○中小企業税制サポートセンター

(電話:03-6281-9821) (平日9:30-12:00、13:00-17:00)

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

(中小企業者等)

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

・ 同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人

・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

(給与等)

俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与(所得税法第28条第1項に規定する給与等)をいいます。したがって、例えば、所得税法第9条(非課税所得)の規定により非課税とされる給与所得者に対する通勤手当等についても、原則的には、本制度における「給与等」に含まれることになります。ただし、賃金台帳に記載された支給額のみを対象に、所得税法上課税されない通勤手当等の額を含めずに計算する等、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額の計算をすることも認められます。なお、退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に含まれません。

(雇用者給与等支給額)

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額(以下「雇用安定助成金額」といいます。))を除きます。)がある場合には、当該金額を控除します。

(比較雇用者給与等支給額)

前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

(国内雇用者)

法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。パート、アルバイト、日雇い労働者も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は含まれません。

(役員)

法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人を指します。さらにそれら以外の者で、例えば、①取締役若しくは理事となっていない総裁、副総裁、会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、②合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員、③人格のない社団等の代表者若しくは管理人、又は④法定役員ではないが、法人が定款等において役員として定めている者のほか、⑤相談役、顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものも含まれます。

(特殊関係者)

法人の役員又は個人事業主の親族などを指します。親族の範囲は6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族までが該当します。また、当該役員又は個人事業主と婚姻関係と同様の事情にある者、当該役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者等も特殊関係者に含まれます。

(給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額)

詳しくは、次のページで解説しています。

(雇用安定助成金額)

雇用安定助成金額(本ガイドブックでは「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」をいいます。)には、以下のものが該当します。

① 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額

② ①に上乗せして支給される助成金の額その他の①に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(控除対象雇用者給与等支給増加額)

適用年度の「雇用者給与等支給額」から前事業年度の「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額を上限とします。

なお、雇用者給与等支給額(及び比較雇用者給与等支給額)に給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額を除きます。))がある場合には、当該金額を控除して計算を行います。

(調整雇用者給与等支給増加額)

適用年度の雇用安定助成金額を控除した「雇用者給与等支給額」から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

(教育訓練費)

所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

(給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額)

この「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」には、以下のものが該当します。

- ① その補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」といいます。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける法人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額

＜該当する補助金等の例＞
業務改善助成金

- ② ①以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ定められている給与等の支給額をいいます。）を基礎として定められているもの

＜該当する補助金等の例＞
雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金、産業雇用安定助成金、労働移動支援助成金（早期雇い入れコース）、キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

- ③ ①及び②以外の補助金等の交付額で、法人の使用人が他の法人に出向した場合において、その出向した使用人（以下「出向者」といいます。）に対する給与を出向元法人（出向者を出向させている法人をいいます。以下同じです。）が支給することとしているときに、出向元法人が出向先法人（出向元法人から出向者の出向を受けている法人をいいます。以下同じです。）から支払を受けた出向先法人の負担すべき給与に相当する金額

参考資料

(1) 中小企業庁HP (中小企業向け賃上げ促進税制)

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



(2) 中小企業向け賃上げ促進税制 ご利用ガイドブック

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin04gudebook.pdf>



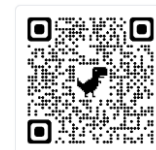
(3) 中小企業向け賃上げ促進税制 よくあるご質問Q&A

[chinnagesokushin04qa.pdf \(meti.go.jp\)](#)



(4) パンフレット (令和4年度版 中小企業税制)

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei_r4.pdf





賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)



所得拡大促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)



人材確保等促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

- 令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に事業を開始している場合については、令和3年度税制改正による **所得拡大促進税制** が適用されます。

令和3年度税制改正 **所得拡大促進税制** について

1. 適用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内に開始した事業年度が対象
個人事業主については、令和4年が対象



2. 制度概要

適用要件

税額控除

雇用者給与等支給額が前年度と比べて 1.5% 以上増加	➡	控除対象雇用者給与等支給増加額の 15% を 法人税額又は所得税額から控除
雇用者給与等支給額が前年度と比べて 2.5% 以上増加、かつ次の①②のいずれかを満たすこと		税額控除率を 10% 上乘せ
① <u>教育訓練費</u> の額が前年度と比べて 10% 以上増加	➡	
② 適用年度の終了の日までに中小企業経営強化法に基づく <u>経営力向上計画の認定</u> を受け、当計画に基づき経営力の 向上が、確実に行われたとする <u>証明</u> がされていること		

※) 控除対象雇用者給与等支給増加額の上限：調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。
※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乘せ共通）が上限となります。

上乗せ措置の適用の要件である**②経営力向上要件**についての概略をお示します。

なお、上乗せ措置の適用を受けるには、『雇用者給与等支給額が前年度に比べて、**2.5%**以上増加』することが前提となります



手続き全体の流れ

経営力向上計画とは

経営力向上計画とは、中小企業等経営強化法に基づき、事業者が、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。

認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることができます。

これから経営力向上計画の作成・申請を検討される方は、次のページ以降のこの税制に関する手続きとあわせて、以下の中小企業庁ホームページをご確認ください。

[中小企業庁:経営サポート「経営強化法による支援」\(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/keizaku/shingi2/keizaku_shingi2_01.html)



経営力向上計画

検索

適用年度終了後、経営力向上が行われたことに関する報告書（経営力向上報告書）を作成し経済産業省に提出します。この経営力向上報告書の中で、**指標に係る数値**により経営力向上が確認出来ることが要件となります。

→ **指標に係る数値**については、下記リンクの P14 及び P19（2）をご確認ください

リンク：[syotokukakudai03guidebook.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/keizaku/shingi2/keizaku_shingi2_01.html)（中小企業向け所得拡大促進税制ご利用ガイドブック）



税務申告書に、①**認定に係る経営力向上計画の申請書**（変更の認定を受けている場合は変更後のものを含む）**の写し**、②**経営力向上計画の認定書**（変更の認定を受けている場合は変更後のものを含む）**の写し**、③**経営力向上報告書**を添付します。



賃上げ促進税制について
(令和4年4月1日以降に事業を開始)



所得拡大促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)



**人材確保等促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)**

人材確保等促進税制の概要

人材確保等促進税制について
(令和4年3月31日以前に事業を開始)

- 新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、**新規雇用者給与等支給額**の一定割合を**法人税額又は所得税額から控除**する制度です。

1. 適用期間

令和3年度税制改正 人材確保等促進税制について

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間内に開始した事業年度が対象

青色申告者
限定の制度

2. 制度概要

適用要件

税額控除

新規雇用者給与等支給額 が前年度と比べて 2% 以上増加	➡	控除対象 新規雇用者給与等支給額 の 15% を 法人税額又は所得税額から控除
教育訓練費 の額が前年度と比べて 20% 以上増加	➡	税額控除率を 5% 上乗せ

※) 税額控除額の上限：法人税額又は所得税額の20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。

用語の定義

- 新規雇用者給与等支給額
国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。
- 教育訓練費の額
国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。
- 控除対象新規雇用者給与等支給額
適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。
新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点です。

● 所得拡大促進税制

会社全体としての給与・雇用の維持、拡大をサポートする税制

→ 個々人の昇給ではなく、会社全体の給与・賞与を増やすこと

● 人材確保等促進税制

新規雇用者（中途採用含む）の採用拡大をサポートする税制

→ 新規雇用者の賃金を増やすこと

※) 所得拡大促進税制と人材確保等促進税制の併用は不可です。どちらか一方のみの選択適用となります。

雇用者給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増えている

yes



所得拡大促進税制が適用できる



所得拡大促進税制は適用できない。
一方で、新規雇用者給与等支給額が
前年度比で2%以上増えている

yes



人材確保等促進税制が適用できる

(付録 1)

TEL



軽減・インボイスコールセンター
0120-205-553 (無料)

インボイス制度のご案内

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

- 令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始

■適格請求書（インボイス）とは

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指す。
- 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書（インボイス）発行事業者**」に限られる。

■適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

- 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式。
- 消費税仕入控除の要件として、「インボイス発行事業者」が交付する「インボイス」等の保存が必要となる。

売 り 手	買 い 手
売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければならない（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある）。	買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となる。 ※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることも可能

■制度開始

令和5年10月1日～（事前登録：令和3年10月1日～）

（資料）国税庁パンフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

インボイス発行事業者の登録

■インボイス発行事業者の登録を受けるには

- インボイス発行事業者の登録手続きが必要
- **登録は課税事業者が受けることが出来る。**登録を受けなければ適格請求書の交付は出来ない。
 - ※ 発行事業者は基準期間の課税売上高が1000万円以下となった場合であっても、免税事業者にならず消費税の申告義務が生じます。
 - ※ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
 - ※ 免税事業者の登録申請手続きは特例が設定されています。
- 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知及び公表が行われる。

■登録申請のスケジュール

登録申請開始：令和3年10月1日～

※「令和5年度税制改正の大綱」にて、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなりました。

なお、インボイス制度への対応には事業者の皆様において各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなります（e-Tax提出の場合：約3週間 ※2/10時点）

事業者の方へ 国税庁

消費税の 令和3年10月1日

インボイス制度 登録申請受付開始!!

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください!!

 ☒ [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SP版)]をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能

☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領
が可能

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

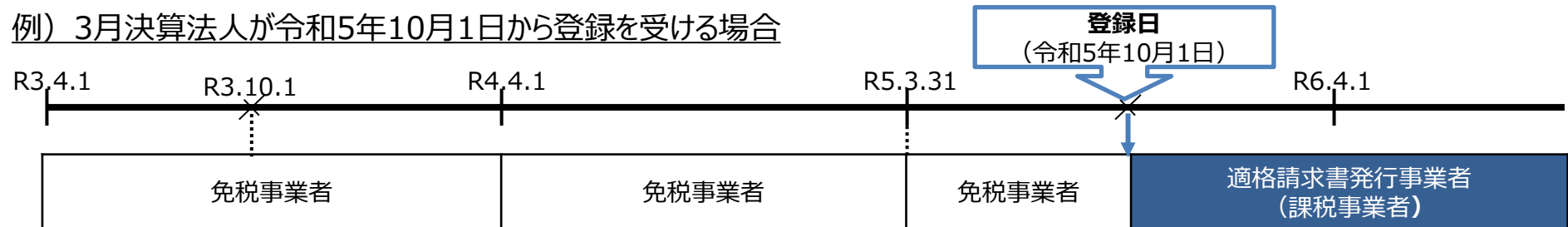
免税事業者の制度対応

- ・ インボイス発行事業者は課税事業者でなければ登録を受けることが出来ない。
- ・ 免税事業者の制度対応については、経過措置が設定されている。

■ 免税事業者の登録

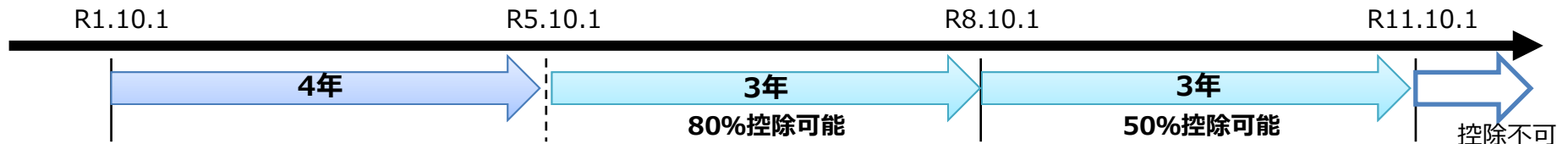
- 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者になることが可能（経過措置）。※以降の登録の場合には、別途「消費税課税事業者選択届出書」の提出等が必要。

例) 3月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合



■ 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

- 制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられている。



■ (参考) 令和5年度税制改正

- (1) 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置
- (2) 一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の負担軽減措置
- (3) 少額の返還インボイスについて交付義務を免除

お問い合わせ先

○軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度相談センター）

フリーダイヤル

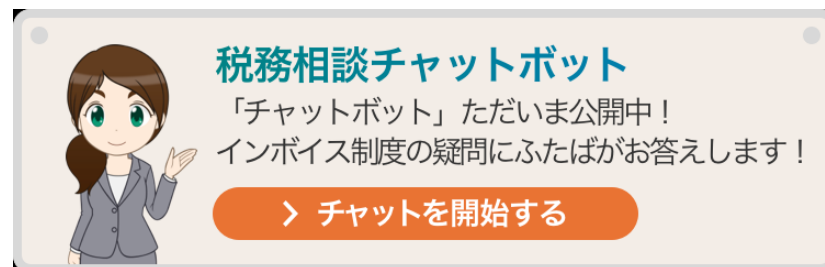
0 1 2 0 - 2 0 5 - 5 5 3 （無料）

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 （土日祝除く）

※ コールセンターでは一般的なご質問を受け付けております。個別相談を希望される場合には、音声ガイダンスに従って、所轄の税務署への電話により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

○税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。



https://www.chat.nta.go.jp/invoice/app?utm_source=ntahome_invoice

インボイス制度の特設ページが開設されています。

制度の詳細は、



国税庁 インボイス

で検索してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

(付録 2)

『中小企業活性化協議会』について

中小企業活性化協議会

- 中小企業活性化協議会では金融機関、専門家、各種支援機関と連携し、地域全体での **収益力改善・経営改善・事業再生・再チャレンジ** の最大化を追求します
- 「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業者の相談に対応

概要

（１）収益力改善フェーズ

有事に移行しないよう、簡易な収支・資金繰り計画と収益力改善アクションプランを策定を支援する収益改善支援を新設

（２）再生フェーズ

収益力のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業を対象に、事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施

（３）再チャレンジフェーズ

収益力の改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や保証債務に悩む経営者を対象に、再チャレンジに向けた支援を実施

体制

- ✓ いずれのフェーズでも 早めのご相談 が重要です
- ✓ 相談は無料で、秘密は厳守 します
- ✓ 計画策定の支援等にあたり、一部費用負担あり

中小企業活性化協議会	電話番号
福井県活性化協議会	0776-33-8293 https://www.fcci.or.jp/saisei/saisei.htm
滋賀県活性化協議会	077-511-1529 http://www.ex.biwa.ne.jp/~saisei/
京都府活性化協議会	075-353-7330 https://www.kyo.or.jp/kyoto/management/saisei.html
大阪府活性化協議会	06-6944-5343 https://www.osaka.cci.or.jp/kaseika/
兵庫県活性化協議会	078-303-5852 https://rev.kobe-cci.or.jp/
奈良県活性化協議会	0742-26-6251 https://www.nara-cci.or.jp/saisei/
和歌山県活性化協議会	073-402-7788 https://www.wakayama-cci.or.jp/wakayama/business/kigyousaisei/

(付録3)

『事業承継・引継ぎ支援センター』について

事業承継・引継ぎ支援センター

- 全国47都道府県に設置する公的相談窓口として、中小企業の 事業承継 に関するあらゆる相談に対応します。

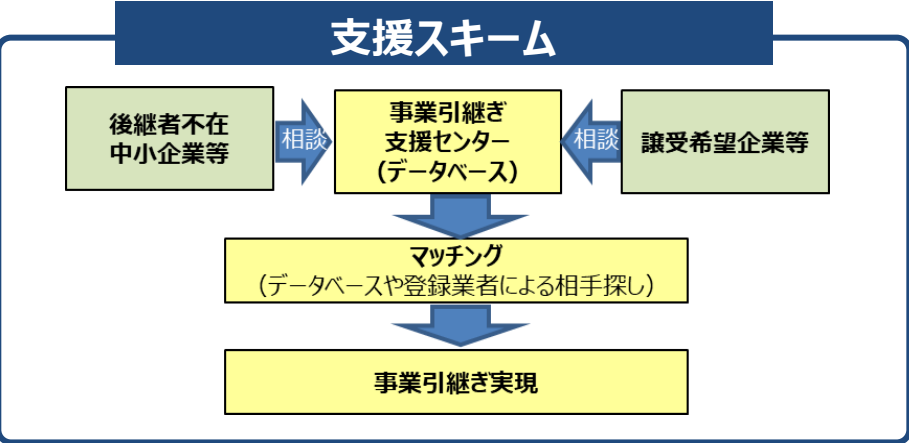
概要

(1) 親族内承継支援

親族等に円滑に承継できるよう、事業承継計画策等を支援

(2) 第三者承継支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援



(3) 経営者保証に関する支援

事業承継の障害となる経営者保証解除に向けて支援

体制

- ✓ そもそも何から始めたらいいのかわからない
- ✓ 会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのか？
- ✓ 後継者がいないが、どうしたらいいのか？
- ✓ M&Aの相手を探してほしい

センターまで
気軽にご相談を！

事業承継・ 引継ぎ支援センター	電話番号
福井商工会議所	0776-33-8279
大津商工会議所	077-511-1505
京都商工会議所	075-353-7120
大阪商工会議所	06-6944-6257
神戸商工会議所	078-303-2299
奈良商工会議所	0742-93-8815
和歌山商工会議所	073-499-5221

(付録4)



『よろず支援拠点』について

よろず支援拠点とは・・・

- 経営上の様々なお悩みに対応するため、国が47都道府県に設置する**無料の経営相談所**です。
- **売上拡大**や**経営改善**、**事業承継**、**人材育成**などのあらゆる経営課題の解決に向けて、多様な分野の専門家が一步踏み込んだ専門的な提案を行います。

01 あらゆる経営課題への対応

中小企業・小規模事業者の皆様が直面する様々な経営課題の相談に応じます。
ex.) 売上拡大、経営改善、事業承継、生産性向上、IT活用、資金繰り、創業など

02 専門性の高い経営アドバイス

経営、金融、マーケティングなど、多様な分野の専門家や企業経営の経験者が在籍しています。
それぞれの経営課題に応じて適切な人選を行い、高度な経営アドバイスを提供します。

03 相談から実行までフォローする寄り添い支援

解決策を提案して終わりではなく、継続的にフォローしながら実行を支援いたします。
課題解決後に新たな課題や目標が見えてくれば、引き続き、その解決に向けた支援を行います。

04 他の支援機関との連携による支援

地域の他の中小企業支援機関等とも連携し、相談内容や経営課題に応じた適切な支援体制をコーディネートいたします。

よろず支援拠点は相談者が直面するあらゆる種類の経営課題に対応いたします。

中小企業・小規模事業者が直面する様々な経営課題

売上拡大

販路開拓

経営改善

事業承継

生産性向上

商品・サービス開発

研究開発

人材確保

人材育成

IT活用

資金繰り改善

制度活用（補助金など）

創業

産学連携

マーケティング

事業計画

知的財産

など

『売り上げを伸ばしたい』・『生産性を向上させたい』・『事業を承継したい』など、経営者の悩みは様々です。そのようなとき、**何から手をつけ、どこに相談したら良いか**、わからないという方もいらっしゃると思います。また、経営課題は企業の成長段階に応じて変化するものです。

よろず支援拠点では、そのような企業の置かれている状況を踏まえながら、様々な悩みや課題に応じてまいります。

多様なバックグラウンドを持つ専門家が課題解決に向けて支援いたします

様々な分野の専門家が相談に対応

中小企業診断士、税理士、社会保険労務士などの国家資格保有者をはじめ、ITコーディネーター、ウェブデザイン技能士、フードコーディネーターなど実務に直結する資格保有者も多数在籍しています。個別の事情に応じた人選をすることで、あらゆるお悩みに対して、適格なアドバイスを提供いたします。

企業経営の経験者が在籍

よろず支援拠点には、企業経営の経験者も多数在籍しています。ビジネスの第一線で活躍されている方から、実績を上げてリタイアされた方まで、そのバックグラウンドは様々ですが、実務経験に裏付けられた知見とノウハウを保有しています。

～主な保有資格（例）～ ※下記に列挙する資格保有者が全員在籍するわけではありません

中小企業診断士

公認会計士

弁護士

税理士

社会保険労務士

弁理士

販売士

社会福祉士

ウェブデザイン技能士

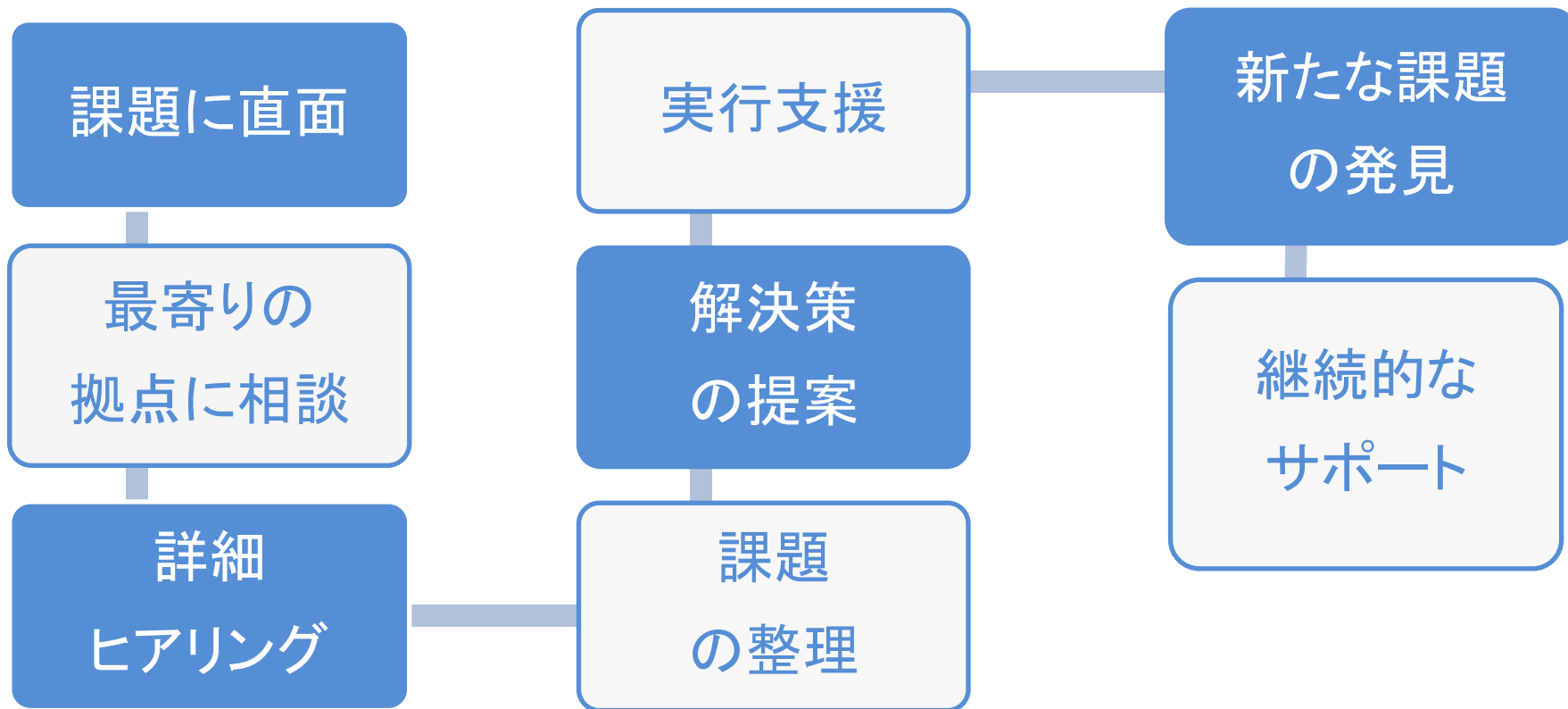
情報処理技術者

フードコーディネーター

など

課題の整理から解決策の提案・実行までをフォローし、相談者に寄り添いながら支援をいたします。

よろず支援拠点の専門家は、相談を受け、詳細をヒアリングしながら課題を整理し、解決策の提案と実行支援をいたします。当初の課題が解決した後も、新たな課題やより大きな目標が見つかったときは、次の提案・実行へと発展させていきます。



よろず支援拠点（支店）は中小企業・小規模事業者のためのワンストップ
総合支援窓口です。地域の支援機関とも連携し、様々なお悩み
に対応いたします。

中小企業・小規模事業者

支援

よろず支援拠点

支援

サポート体制

中小企業庁

地方経済産業局

よろず支援拠点全国本部
（中小企業基盤整備機構）

地域支援ネットワーク

中小企業活性化協議会

事業引継ぎ支援センター

認定支援機関

国の支援機関
（JETRO等）

商工会

商工会議所

中小企業団体中央会

地域金融機関

都道府県等
中小企業支援センター

連携

支援

相談対応件数、顧客満足度（～令和2年度）

相談者数は年々増加し、満足度は94%に上ります（全国累計）

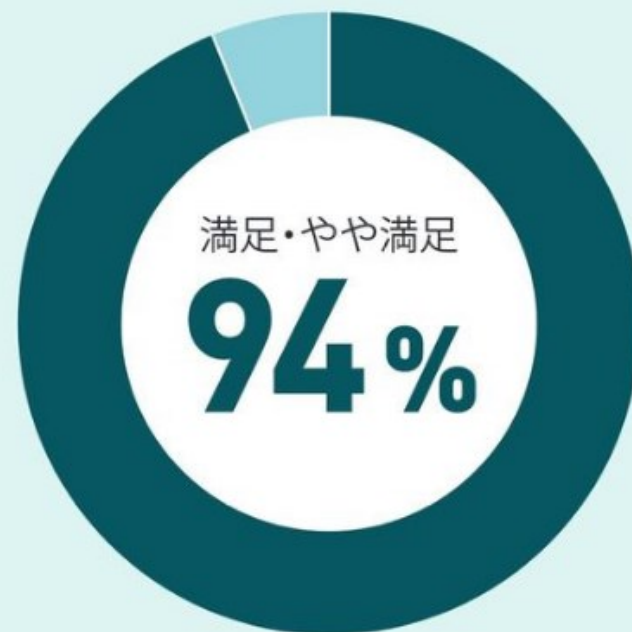
相談対応件数

令和2年度は約43万件、累計で160万件以上の相談に対応しています。



満足度

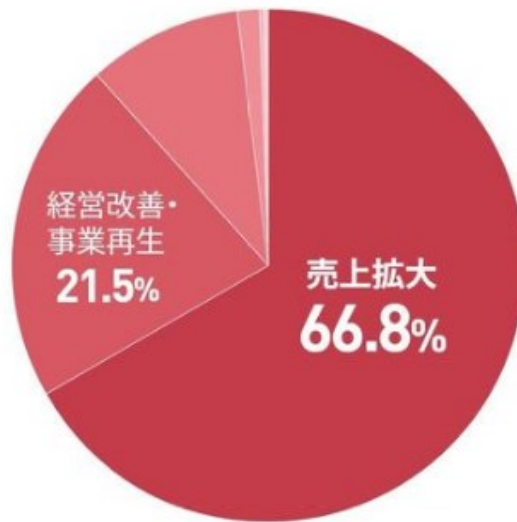
相談者の9割以上に満足していただいています。



相談内容、利用事業者等の内訳

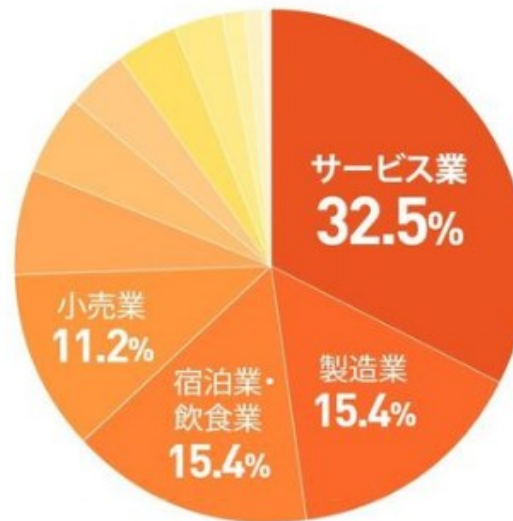
経営課題

売上拡大が相談内容の3分の2を占めます。



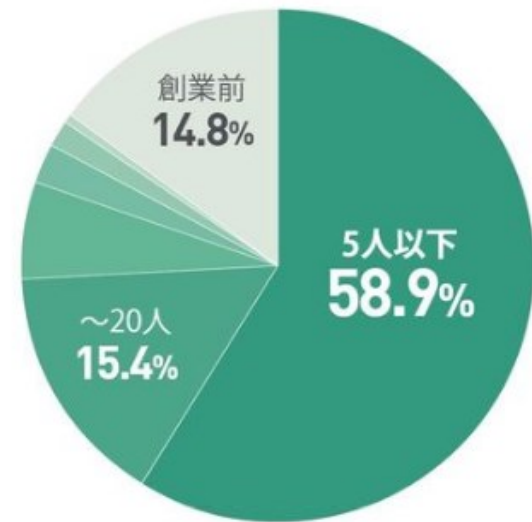
業種

サービス業が最も多く、そのほか、様々な業種の方が相談に訪れています。



事業規模(従業員数)

相談者の約6割は従業員5人以下の事業者です。



創業	9.7%	建設業	6.7%	農業・漁業・林業	3.3%	~50人	6.0%
事業承継	1.4%	その他	5.0%	運輸業	1.4%	~100人	2.5%
廃業	0.3%	医療・福祉	3.9%	情報通信業	1.1%	~300人	1.7%
再チャレンジ	0.2%	卸売業	3.8%	金融業・保険業	0.3%	300人超	0.7%

近畿管内のよろず支援拠点（連絡先一覧）

※）ご相談は**予約制**です。最寄りのよろず支援拠点まで
電話もしくはWebサイトより**事前**にお問合せください。

拠点	実施機関	住所	電話番号	HP
福井県 よろず支援拠点	(公財) ふくい産業支援センター 事務所：ふくい産業支援センター内	〒 910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7-1-16	0776-67-7402	
滋賀県 よろず支援拠点	(公財) 滋賀県産業支援プラザ 事務所：コラボしが 2 1 2 階	〒 520-0806 大津市打出浜2-1	077-511-1425	
京都府 よろず支援拠点	(公財) 京都産業 2 1 事務所：京都リサーチパーク (KRP) 京都府産業支援センター お客様相談室内	〒 600-8813 京都市下京区中堂寺南町134	075-315-1055	
大阪府 よろず支援拠点	(公財) 大阪産業局 事務所：大阪産業創造館 2 階	〒 541-0053 大阪市中央区本町1-4-5	06-4708-7045	
兵庫県 よろず支援拠点	(公財) ひょうご産業活性化センター 事務所：神戸市産業振興センター 1 階	〒 650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4	078-977-9085	
奈良県 よろず支援拠点	(公財) 奈良県地域産業振興センター 事務所：奈良県産業振興総合センター 3 階	〒 630-8031 奈良市柏木町129-1	0742-81-3840	
和歌山県 よろず支援拠点	(公財) わかやま産業振興財団 事務所：フォルテワジマ 6 階	〒 640-8033 和歌山市本町2-1	073-433-3100	

(付録 5)



新規輸出 1 万者支援プログラム

新規輸出1万者支援
プログラム始動

事業者のみなさま

円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

Q ジェトロ



【お問い合わせ先】ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）もポータルサイトからご活用いただけます



初めての輸出で
あれこれ気になる…/
詳しくは裏面で

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで
何でもお任せください！



輸出を始めるには
どうする？

- これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
- 専門家が現況をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の実現にむけた、最適な方法をナビゲートします。



海外消費者向けに
ECを使って商品を
販売してみたい！

- 海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



輸出先の国の選び方や、
現地の市場は
どうなってるんだろう？

- 海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確化します。
- 具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



日本にいなから、
海外販路拡大を実現したい！

- 国内において、国内輸出商社との個別商談会に参加いただけます。
- 商品の海外販売、貿易実務などは輸出商社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。



現地向けに商品を改良・
開発したい！
現地のニーズを把握したい！

- ものづくり補助金（グローバル市場開拓枠（海外市場開拓（JAPANブランド）類型））で、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2（小規模・再生事業者の場合は2/3）にて一貫して支援します。



輸出入に関する手続の流れや
法規制について知りたい！

- 海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。



詳しくは、1万者支援ポータルサイトをチェック！

Q ジェトロ





(付録 6)

外国から投資を受ける前にご留意いただきたい点

外国から投資を受ける前にご相談下さい

以下の事業を行っていれば外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がありましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使われる可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品 等

その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

<外為法で問題となる投資事例>

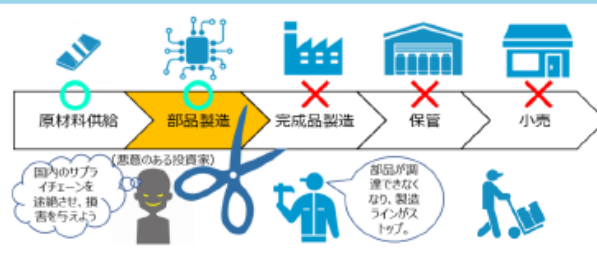
■ 技術の国外流出に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



■ サプライチェーン途絶に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れがある。



□ 問合せ・相談先

経済産業省 貿易経済協力局
国際投資管理室

- ・ 03-3501-1511 (代)
- ・ 03-3501-1774 (直)
- ・ bz1-toushi-kanri-jt@meti.go.jp

※ 外為法制度一般に関するお問い合わせは、財務省又は日本銀行までお願いいたします。

投資の変更・中止が求められる可能性あり

(付録 7)



農林水産省

三陸・常磐もののネットワーク



三陸・常磐もの ネットワーク

SANRIKU JOBAN MONO NETWORK

「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」は、東日本大震災の被災地の本格的な復興に向けて、「三陸・常磐もの」の魅力を発信し、消費を拡大するための官民連携の枠組みです。

企業、政府関係機関、全国の自治体の積極的なご参加をお願いします。

「三陸・常磐もの」の魅力発信・消費拡大 を図るための 全国的なネットワークを構築し、 三陸・常磐地域の水産業等の復興・発展 につなげるプロジェクト

「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」は、産業界、全国の自治体、政府関係機関から広く参加を募り、三陸・常磐地域の水産物等の「売り手」と「買い手」を繋げることで、「三陸・常磐もの」の魅力を発信し、消費拡大を推進するプロジェクトです。本ネットワークにご参加頂いた企業等の皆様に、社食や弁当、キッチンカーやマルシェを通じて「三陸・常磐もの」をお届けし、消費拡大に繋がります。また、「三陸・常磐フェア」などのイベントの企画や情報発信を行うことで、三陸・常磐地域の水産業等の本格的な復興と更なる発展を目指します。



魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク 公式サイト
<https://sjm-network.jp/>



ご参加頂ける皆様は下記の登録フォーマットより、ご登録をお願いします。
<https://sjm-network.form.kintoneapp.com/public/kigyoy-entry>



企業の様々なシーンでご活用いただける 三陸・常磐地域の水産品を活用した お弁当やメニューをご提供

職員の皆様が食事をされる場面（社食や会議でのお弁当、数地内のキッチンカー等）への「三陸・常磐もの」を活用したメニュー導入やマルシェ開催のお手伝いをいたします。ご参加いただける皆様は下記の登録フォーマットよりご登録ください。また、企画段階からのご相談も可能です。お気軽にお問合せください。



弁当
会議や職員交流の場に「三陸常磐ものネットワーク弁当」を
会議でのお食事や職員交流の場でご活用いただける、三陸・常磐地域の
海鮮を使ったお弁当をご用意しました。
※メニューやご利用日、数量など事前にご相談を承ります。



キッチンカー
オフィス内で出来立てのお昼ランチを販売
金社の敷地等に三陸・常磐ものを使ったメニューのキッチンカーを派遣、店先立
てあつちのお料理を提供します。通常ランチの他、社内イベントに合わせての
ご利用はいかがでしょう？※メニューや販売日は事前にご要請を承ります。



社食
職員様へ海鮮を使った健康メニューをご提供
給食会社様とも連携しながら、厨房施設や仕入れなどの条件に合わせた
三陸・常磐地域の水産品のご提供を行い、通常メニューから三陸・常磐
フェア開催まで、ご要望に沿ったメニュー導入をお手伝いします。



マルシェ
職員様対象の企業内「三陸・常磐ものマルシェ」開催をお手伝い
三陸・常磐地域の水産品を販売するマルシェ（フェア）開催をお手伝いし
ます。ご要望に応じて販売商品の選定や当日販売のアレンジまでご要請
可能ですので、お気軽にご相談ください。

ご利用の流れ

STEP 01

まずは参加登録を
お願いいたします。

STEP 02

登録完了後、三陸常磐もの
ネットワーク事務局より
ご連絡し、ご要望について
お伺いします。

STEP 03

各種専門事業者と
連携し、導入まで
お手伝いいたします



ご参加頂ける皆様は下記の登録フォーマットより、ご登録をお願いします。
<https://sjm-network.form.kintoneapp.com/public/kigyoy-entry>



■ご参考 東日本大震災からの復興の状況等について

【東日本大震災からの復興の状況について】
<https://www.reconstruction.go.jp/>（復興庁ホームページ）

【東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等の状況について】
https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/

【東日本大震災からの復興の状況について】



【東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等の状況について】

